

令和3年12月10日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和3年12月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和3年12月10日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：9番から11番まで）

日程第2 議案第40号から議案第47号まで

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

日程第3 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議 事 の 経 過

令和3年12月10日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。
これから、本日の会議を開きます。
これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。
諸般の報告をします。
小永正裕君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。
以上で、諸般の報告を終わります。
日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許します。
質問者、宮川徳光君。

4番（宮川徳光君）

おはようございます。
通告書に基づきまして、一般質問を行います。
今回は2問を質問させていただきます。
まず1問目の、行政運営についてです。
松本町政になりまして1年が経過しました。行政運営についての基本的な考え方を伺うとしております。
まず、カッコ1としまして、法令順守へどう取り組む、としております。
通告書は、法令順守の順を、順番の順としております。また、一般的には尊という字に行人偏が付いたような順守が使われたりしておりますが、いずれも同じ意味だということで大きな意味合いは持っておりません。
法令順守へどう取り込むについて、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。
それでは、宮川議員のご質問の、法令順守への取り組みにつきましてお答えを致します。
まず、1つには、人事評価システムによります職員の人材育成がございます。
能力開発とともに、勤務態度、そして規律を守る姿勢などを評価しておりまして、その都度、管理職の面談も含めまして取り組んでいるところでございます。
また1つには、職員の自覚と意識喚起、また、法令等の違反などが知識や経験の不足による場合などにつきましては、研修の必要があると考えております。
職員の初任者研修や、10年目、管理職研修などの節目に行われます総合的な研修の中に、法令順守を含めた公務員倫理の研修も組み込まれているところでございます。
また、重要と考えておりますのは、法令違反を起こさせない職場環境をつくることであるとと考えており

ます。

業務を行う上で、違反が起きない、確認、管理体制や仕組みづくりを行っているというふうに認識をしております。

今後も、人事評価システム、研修、そして、法令違反を起こさせない職場環境をつくる取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

取り組みなどについて答弁をいただきました。

ちょっと細くなるかもしれませんが、まず、法令順守とはどういったことなのか。法令という言葉と、法令を順守するという意味だと思いますが、地方自治体において法令というのはどういうものなのか。また、順守とはどういう意味なのか。

併せて、その適用される職員の範囲。職員だけではないですけど、町内における適用の範囲。

その3点について、答弁願います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

まず、法令順守ということでございますが。法令というところにつきましては、国の法令、また、地方で言えば、条例、規則、要綱等々、そういう規定等も含めまして、そういうことも含めての法令ということでありまして、順守は、従い守っていくということであろうかというふうに思います。

また、範囲というところでございますが。一応、地方公務員法あたりでくびられたところがございますので、職員全て、その職務をするに当たって、法令、条例、また規則などの規定に従うというふうにありますので、職員全てというふうな範囲になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

職員全てに順守は掛かっていると。

また、法令についてですが、言われたとおりでと思うんですが、ちょっと確認をさせてください。

地方公共団体の法令として法令を問うてるわけで、それより上位の日本の法令いいますか。日本の法令のことについて言えば、種類ごとに優劣関係があります。上位の法令が優先され、上位の法令に反する下位の法令は効力を持たない、ということになってると思います。

地方公共団体の法令の中で言えば、条例と地方公共団体の規則があると思いますが、この場合も条例が上位にいると思っております。地方公共団体の法令は条例と地方公共団体の規則があつて、条例の方がより上位にいるという認識でよろしいでしょうか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

一応、地方公共団体で定めております条例の中に、細部については規則で定めるとかいうことがありますが、一応、規則の上に条例があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

地方公共団体の法令としては、条例と、地方公共団体の規則があるということです。

職員が業務を遂行するに当たりましては、この規則の加不いうたら妙にあれですが、要綱とか要領とかガイドラインとかいろいろな、事細かく定めていただいて、業務がスムーズに運営できるような仕組みになってると思いますけども。

要綱、要領とかガイドラインとかいったものは、法令というくくりには、法令といいますか法令順守、法令の枠の中に入っているものではあるかないかについて、答弁願います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

ご質問の法令順守というのは、自分の捉え方とすれば、法令の中にはもう要綱まで全部含まれるというふうに認識をしております。

要綱などにも、補助金交付要綱とかですね、住民の方に支援をする場合の補助金等、細かく書いている要綱もありまして、それも守る必要はあると思いますので、法令の中に全て入っているというふうな認識でおります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の要綱とか要領というものは、職員が仕事をする上で決められている、なりますか。

手順書的なものであると、私は思っています。その法令という言葉が該当するものではないと思いますが、そこを再度確認します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

行政運営についての法令順守への取り組みということのご質問でした。

この法令順守の中にはですね、要綱等、規程等、全てのことについて職員が守っていくというふうな認識で取り組んでいく、というふうなことでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私がお尋ねしているのは、当黒潮町のどういう考えでやっているかではなくって、これ日本全国同じ仕組みで動いているわけで、その中の共通認識、そういったものを問うてるわけで。

先ほどに戻りますと、地方公共団体の法令としては、条例と地方公共団体の規則があるという認識で一致したわけで、それ以外は法令ではないと、私は思ってるがです。

先ほどの要綱要領の話になると、職員の立場として、職員は法令、条例等及び上司の命令に従う義務を負う。私はこの上司の命令、まあ条例等の方に掛かるのかもしれませんが、法令、条例等と、上司の命令の中に含まれている。要綱要領は。

というのは、町長サイドで作ることができるものなので、それは法令ではないと私は認識しています。法令とかいったものは、例えば、議決を要して住民の意思によって決定されて、職員の方にそれを持って仕事をしてくださいというふうにお頼みしているものが法令であるというふうに認識しておりますが。

その点について答弁願います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

宮川議員の言われるのは、地方公務員法の 32 条のことではないかというふうに思います。

その中では、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、というふうになってございます。

このあたりに規程の、また同等化したあたりに要綱、要領等もあると思いますが、それにも従うというふうに分たちは解釈をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

繰り返しになりますけれども、私のちょっと言葉が足らなかったかもしれませんですけども。

今の地方公務員法第 32 条の、職員は法令等に従わなければならないというところですね。職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない、ということになってはいますが。

ここで、法的に上位であろうと思われる法令、条例、地方公共団体の規則というところまでが法令と言われる範囲だと私は認識していますが、その認識がどうですかという問いです。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

この法令、地方公務員法の 32 条の法令というのは、ひとくくりで国の法令等を意味するというふうに自

分は解釈をしておりました。

条例、また地方公共団体の規則とは別の意味を持つておるといふうに解釈をしておりましたが、自分の解釈が間違っておれば訂正をしていただきたらと思ひます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

いや、町の考えをですね、私が間違っているから今日この場で訂正します、という話にはならんと思うがですよ。

そういう立場にある職員ですか、そういう方たちがどういふ意識を、この法令順守に対してですよ。法令順守を心掛ける心掛ける言つても、法令がどの範囲で順守とはどういふ意味かということも分からずにおるよふな、極端に捉えたらですよ。そういうよふな、今の答弁は私には聞こえましたがでも。そのあたりをきちつとしていただきたいのですが。

答弁願ひます。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答を致します。

この条例の中で、法令、条例、地方公共団体の規則等と書いております部分、また要綱も含めまして、全ての法令に關しての意味の守つていくという意味で法令順守といふうに捉えておひまして、自分たち職員が法令順守といふことで守つていくのは、全ての法令、また条例、規則、要綱も含めてという意味を、冒頭申したとおひでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

どうも、ぐるぐる回りになつていふようですよ。

冒頭いひますか、再質問の冒頭ですね、地方公共団体の法令といふのはどういふものかといふて聞いたがですよ、今の答弁では、要綱も要領もガイドラインも全て、職員が守らないかんものが全て法令であるといふよふな答弁に聞こえるがですよ、私はそうではないと思ひがですよ。

そのあたりの線引きは、きちつとしちよつた方がいひと思ひがですよ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問に私の方から、町の見解としてお答をさせていただきたいと思ひます。

今、副町長が答へましたよふに、法令等の中には地公法の 32 条の言つてる法令等の中には、条例、規則、そして条例の中でその他、定めるといふ委任された部分。あるいは、規則の中にもまた委任された部分。そうすると、条例、規則、要綱、要領とつながつてくるわけでございますけれど、それら含めて、全て法令等。従つて、それを順守するといふ見解でございます。

そこが宮川議員と少し見解の違いかもしれませんが、これが全国一律の見解であると認識しております。
以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の町長の答弁の中にもありましたけども、法令等の中にはという答弁だと思うんですが。

法令等じゃなくて法令の線引きを聞いているわけで、等の中には、さっき言うたように要綱、要領とかいったものがいろいろ含まれてくると思うんですけども、この要綱、要領というものが法令を基に、職員が動きやすいように定めているものだと意識しているんですが。

その法令の線引きを、再度問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

法律ですね、法律は国が決める。

（宮川議員から「いや、地方公共団体の法令」との発言あり）

地方公共団体法令は条例。条例までが議会の議決を求めるんです。規則以下は、町長が定めることができます。

ただ、条例の中にその他の書き切れない部分ですよ。法律でも憲法に全て書き切れない部分もいろんな法律で定めておるわけでございますので、同じように条例で全て定められない部分、それを規則で定めて、さらにそれを、規則でもまだ詳細が決まらない部分を要綱、要領。

だから正確に言うと、法令順守、そういう法令等を順守というのが正確かもしれませんが、そういうふうな捉え方をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

地方公共団体の法令の範囲がどこまでかいうのをずうっと何遍も聞きようなんですけど、今の答弁にもそれが答弁、私はいただいているように思わんですが。

どこまでが範囲ですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

法令等の範囲ですね。

（宮川議員から「等じゃなくて、法令の範囲」との発言あり）

法律と法令という違いは。

（宮川議員から「地方公共団体の法令」との発言あり）

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休憩 9時 26分

再開 9時 27分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

宮川議員の、その法令という言葉の明確な範囲ですね。法令という言葉はどこまでかと。少し、法令等で答えてましたので。

地方自治体における法令の範囲というのは、条例と規則までです。

ほんで、条例は議会に議決をもらわなければいけない。

規則は、町長の方で定めることができます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

やっと答弁をいただいたような気がしますが、まあ私の質問の仕方が悪いということだと思います。

ではカッコ2の、地区の意思の確認は文書で行うのが基本だと考えるが、どうかという問いですが。

地区の、これ私、ちょっとどういう言葉で表現したらいいかなという、この問いに対してですね。地区の意思の確認だけでなく、地方公共団体ですので地方自治体の業務、行政運営を職員が預かってやっているわけなので、全てのこと。全て言いますとまた語弊（ごへい）があるかもしれませんが。それはきちんといいですか、正確に行っていかなければならない。

その中の一つとして、文書による記録、保存というのがあると私は思っておりまして、そういった意味を踏まえての質問です。

これは、前回、ちょっといつだったかあれですが、避難道の設置に3地区を対象とした避難道設置がありまして、そのうちの1カ所がうまく進まなかったということがありまして、その一つの原因として、地区からの要望書。地区長なりの判子が座った要望書が、その3地区とももらってなかったということがすごい私は引っ掛かりまして、質問を致しました。

その折に、また、より丁寧なやり方があったと思われるので検討もしていくという答弁もありましたので、その関連の質問です。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の、地区の意思の確認についての質問にお答え致します。通告書に基づいて、お答えさせていただきます。

議員の質問にありますとおり、地区の意思の確認する際は、文書で行うことが理想であると考えております。

公共事業等を実施する中での地区の要望などは、地区の総会等で決定され、町に提出された要望書の中

から実施の決定を行っているものです。

ただし、意思の確認が必要なものでも、災害など緊急を要する案件などは、省略して実施する事例もあります。

また、簡易な意思の確認なども、口頭のみにより行う場合もあり、地区の意思の確認においては文書で行うことが基本ではありますが、それぞれの案件、また、その事業の目的、内容等によって、全てが文書で行うものではない状況となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私の意識とはちょっとかけ離れた答弁でございました。

というのは、地区の意思の確認は文書で行うのが理想と、今、という言葉がありましたけども、そういう問題ではないと私は思います。

先ほども申し上げましたが、その避難道の件ですね。3地区からあって、3地区とも同意書的な書類等の提出はないという答弁だったんですが、これ、基本的なところで大きな問題だと私は思いますし。

また、あまり脇道にそれるのも何ですが、これ、この3件ともに自主防災ですかね、それぞれの地区の自主防災と地域担当制が入って協議をした結果をもって3地区とも動いておるといことなんですが。私の経験上いいですか、私も同じように地区の役員で、そういう避難道の剪定（せんてい）にかかわったこともありましたけど、全て私の地区では総会に掛けて。掛けてというのは、総会に掛けないと地区の意思にはなり得ないんですよ。地区内にある、地区が設けた団体の意思決定イコール、地区の意思にはならない。それはごく当たり前のことだと、私は思います。

今、2点を言いましたが、一つは、その各地区からの要望。これは大きな工事ですので。例えば、ある地区の測量設計だけで800万、900万が駄目になったとかですね、飛んでいるのでは、というふうに私は思いますけども。そういったところの考え方。

もう一点は、当時の町長から、今後のより丁寧なやり方があったと思われるので、しっかり検証もして今後の事業の進め方に反映させていきたい。

この部分について、答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

宮川議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、宮川議員がおっしゃっていらっしゃいましたのは、避難道に関連する地区との要望書を取っていなかったってところで、まず1問お答えさせていただきますと。

その案件、ちょっと私の方も調べさせていただきました。この事業については、まずその意思の決定については、最大津波の想定が発表された平成24年以後、避難道を新設する事業に当たってのことであると思います。

町内全域に200カ所を超える整備を行っておりますが、これらの各事業においては、地区からの要望書として提出を求めたものではなくてですね、そのスキームとしては、町の防災地域担当者により担当である地区内に入って、ワークショップや意見交換会とか説明会などを実施して、地区の意思を確認すると

もに実施計画をまとめた事例やっただと思います。

よって、地区の意思を確認するときに地区の要望が全てということではなくてですね、地区からの意思を確認するワークショップとか、それぞれ職員が入って意思の確認をしたことによって事業を実施したという事例になると思います。

一つは、こういうやり方も基本的にはあるということだと思います。全てが基本的に要望書のみで実施するというのではなくて、意思の確認のやり方の事例の一つだと思います。

あと、町長がそのやり方によって、その当時の、令和元年ですかね、12月の中で議論しているところなんですけれども。町長が、そのスキームの中でもっとやり方があったということに関しては、地権者というのが当然おまして、地権者への説明のタイミングということについて検討するべきだということを述べている事例があります。

その点については、やはり要望と地権者については別の考え方だと思いますが、一定の計画ができた段階で地権者に対して、その事業概要も含めて、今度は用地を購入するという上で交渉をしなくてはなりません。その上で、そのタイミングというものに対して我々もなるべく早い段階で、その地権者には一定の同意をもらう。まして、事業が進める上での前段でそのタイミングを考えて行うということが一つの問題であろうということで、その当時の議会の中でも提案しているところでございます。その点についてはそのとおりだと思いますし、以後、地権者に対しては、事業を行う上での地権者に対してのタイミングについても考えていかなければならないと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

この通告書を読み上げる前に、私は基本的な、この質問に対する考え方、思いを述べたと思うんですが。

これ、できれば町長にお答えしていただきたいんですが。今の答弁の中でも、例えば自主防災の意思決定をもって地区の意思したとも取れる答弁なんですが。

結果的にですね、極端な話、例えば区長さんも例えば知らないいう言った場合ですよ、何をもってその工事に取り組んだのか、住民に説明ができんという状態が起きると思うんですが。

こういうことが起こらないために、地方公共団体の事務処理は文書で、きちっと整理をして行うべきだとなつとると思うんですよ。

その点のお考えを、再度問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今事例になっているのは、今、総務課長が申しましたとおり、国の新想定があつて、黒潮町が衝撃的な南海トラフの被害想定を言われたときに全町的に取り組んだこととでございます。

平成24年3月31日に新想定があつて、そしてこの取り組みを始めたのは、まず、町の基本構想を作る必要がありましたのでそれに5月までかかっておつて、そして6月になると、6月前半は職員地域担当制の研修会をしなければなりません。それから、取り掛かったのが6月後半から8月中旬ぐらいまでの2カ月ぐらいで、全職員が地域に入っていって、地域の住民の方とワークショップをして、どこに避難道を造

るべきか、あるいは避難タワーを造るべきかと、協議した期間でございました。

そして出た結果が、267 だったと思うんですけど、避難道の総合整備計画が出ました。そして、その計画を町の当面の緊急対策としてやらなければ住民が安心できる町じゃないということで、9 月補正へ向けてその事業費を弾いてですね、県の補助、国の補助を上げていく。非常に短い、タイトな時間で仕上げた経過がございました。

その中で、そのように、宮川議員おっしゃるようにほんとに慎重にするのには、確かに、調べた結果、地域の人に諮って、そして地域での全員集めた総会をしていただいて、総会で決議をしていただいて、これが地域の要望ですよというふうにやれば非常にいいんですけど、時と場合によっては、緊急の課題とか対応が必要な場合が、それができない場合があります。これはこの例だけでなく、地域住民の生活を守るためにもできるだけ早く対応しなければならないときは、文書によらず対応する場合が今までもございましたし、これからも必要な場合はそうすることも仕方ないと思っております。

そういうふうに、状況に応じた対応が必要ですので、必ずしも文書、しかも地域の総意を得てというふうなことがない場合もこれからもあるかもしれませんし、その方が住民のためにはいいんじゃないかと思っております。

ただ、前回、今前段に申しましたワークショップなんかには区長さんが参加してなくて、区長さんが全く知らない事例はありません。私、当時情報防災課長でしたので、図面を仕上げる段階の作業をよく存じてますけれど、区長さんが全く知らない地域の計画というのはなかったと思います。

ただ、それがこの場所、この場所、この場所の避難道が地域の要望ですよという文書はなかったんですけど、そのような手順でやってきましたので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

冒頭申し上げましたように、この避難道の件を主なテーマとして取り上げてるわけではないのです。

地方公共団体の仕事の在り方として、文書をもって記録する。そういったのが基本ではないかということが、質問の根本的なところにあるがです。

そのところからちょっとずれてる答弁のように、私は聞こえます。

それから、今ちょっと気になったのは、その自主防災なんかには区長さんが入っておられて、とかいうような言葉があったんですけど、すごい区長さんに当たるような言葉だと、私には感じました。

それから、この一つの例を取って言えば、そういうことがないように、1 枚紙を、判子ついたものをもらっとれば何も、後々住民の間でごたごたすることはないと私には思われたので、これは令和元年の 12 月、2 年前の一般質問で取り上げさせてもらったことながですけど、そのことだけを言うちよがじゃないですよ。だけど、やっぱりそういう文書によるやりとりというのが非常に大事やという。

この職員ですよ、地方公共団体の職員の考え方として、再度問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

先ほど、総務課長が答弁の中で申しましたけれど、地区の意思の確認において文書で行うことが基本で

ある、といった基本であります。ただ、そこはしっかり認識してるところでございます。

そして、今までの具体的な事例が出てきましたので少し細かい説明もしましたけれど、ただ、その文書がですね、必ずしも区長さんが総会開いて決めるというふうな文書に全てならなければならないということは、まず考えてなくて、区長さんに一定の委任を地域の方は区長さんを選ぶ段階でされてると思いますので、その案件によっては区長さんの要望書、あるいは関係者の要望書。そして非常に重要なことについては総会の決議も必要な場合もあろうかと思っておりますけれど、そういう場合、場合によって対応をさせていただきたいと思っております。

そして、緊急で、しかも安易などうか、割と対応が簡単な部分についてはですね、文書によらず口頭で受けた場合も対応することも今までもしてきたし、これからもそれを必ず文書だけというふうな対応のことはですね、そのことが住民の生活を守るためにいい場合があろうかと思っておりますので、そういうことは柔軟な対応も今後も考えていきたいと思っております。

誤解がないようにもう一度言いますと、文書でやっていただくのは基本であると認識はしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

基本をしっかり守って、業務に当たっていただきたいと思っております。

カッコ3番です。

個人からの苦情などで、文書による回答などを求められた場合の対応はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の、個人からの苦情など、文書による回答を求められた場合の対応についてのご質問にお答え致します。

個人からの苦情などに関し、町の対応としては、基本的には文書では回答しない方針です。

行政に対する苦情においては、個人、各団体、組織などをかかわらず、さまざまな案件が寄せられているのが現状で、それらは貴重な住民の声として捉え、苦情となった原因を究明するとともに、その解消に向けて丁寧に説明していくよう取り組んでいます。

配慮不足など、町が苦情の原因となったものについても、個人に対して文書で回答するというものではなく、その場、その場で誠意を持って直接対話することで、理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

個人への文書による回答は、基本的にしない、やらないということでございました。

やらないとなって、その言葉だけを聞くとですね、何かこう、住民は何か突き放されたような印象を受けるような気がします。私もそう感じました。

この、基本しないというところの考えを導き出している、根底にあるものは何ですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

宮川議員の再質問にお答えさせていただきます。

この答えないということに関して、突き放されたような感じがするというは、むしろ文書というより、ほんとに誠意を持って、住民との対話によって、やっぱり苦情というものは対応していくことがベストやないかと考えております。

これについては、法的に定められたものではございません。個人からの苦情というのは、その内容にもよりますが、個別な見解に対しての回答ということになります。公共性の面を考慮するものとか、また特別視できないという公平性を担保する意味でも、基本的には文書では回答しない方向と認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

しない根拠として、法的にはないけれども、より本人と会って丁寧な説明をした方が解決への近道だというふうに、私は取りました。

では、次の2項目へいきます。環境問題についてです。

地球規模での温暖化や大気汚染、ごみ問題などが年々、深刻さを増す状況となっている状況下、以下を問うとしております。

1番ですが、こうした自然環境の悪化について、町の認識と取り組みは。また、住民意識の醸成をどう図るか、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮川議員の一般質問、自然環境の悪化についての町の認識と取り組みは。住民意識の醸成をどう図るか、についてお答え致します。

自然環境の悪化や温暖化などの問題は、地球規模での取り組みが必要で、重要な問題だと認識しております。

先月、スコットランドのグラスゴーで開催されました、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、通称COP26が開催をされました。

そしてこの中で、気温上昇を1.5度に抑えることが、公式文書に明記をされました。つまり、世界全体で気候変動対策に努めることに合意をしたということになります。

地球の平均気温上昇は、産業革命以降、既に1.1度以上、上昇しているともいわれております。このため、1.5度の目標を目指すためには、2050年までに世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロ、カーボンニュートラルにし、2030年までに2010年比で約45パーセント削減することが必要だといわれております。

このため、黒潮町も6月1日付で、黒潮町ゼロカーボンシティ宣言を表明、地球温暖化対策に取り組む

こととしております。

この動きは全国の自治体でも加速をしております、11月末時点で、全国492の自治体でゼロカーボンシティ宣言が表明をされているところです。

黒潮町におきましても、まずは公共施設への再生エネルギー設備の導入や、蓄電設備導入等によりレジリエンス強化などに取り組んでいるところです。

今後も、公共施設への再生エネルギーの積極的活用を進めるとともに、町全体の脱炭素の道しるべとなる黒潮町地球温暖化防止対策実行計画の策定を予定しております。この計画により、地域の再生エネルギーのポテンシャルを有効活用し、地域の特性に合った具体的な施策を取りまとめる予定です。

計画策定はもとより、住民の皆さま一人一人の行動変容が、今後求められてきます。ご質問にもありますように、地域住民の皆さまとの意識の醸成が欠かせません。

そのためにも、まずは、地球温暖化に関する危機意識の共有から始めるべきだと考えております。

このまま温暖化が進めばどうなるのか。温暖化防止のために一人一人ができることは何か、などについて住民の皆さまのご意見も伺いながら取り組みを進めてまいります。

例えば、町民大学や出前講座などにより広く情報共有をさせていただくことも考えておりました、住民意識の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

取り組みなんかは、これからという印象を受けました。

実行計画の策定の予定もしてくれているということで、期待をしております。

また、住民意識への取り組みも、これからやっていただけるような印象でした。

では、カッコ2番ですが。

温暖化防止の観点から、町も利用している溶融炉への認識は。

また、温暖化防止策の一つとして、木質ペレットなどでの家庭やビニールハウスの暖房や、まきやまきストーブなど、木質資源の活用を広めていくべきと考えるがどうか、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、温暖化防止の観点から、溶融炉への認識と、木材資源の活用についてお答え致します。

溶融炉につきましては、幡多6市町村による幡多広域市町村圏事務組合において、直接溶融方式による焼却施設として、平成14年12月1日より稼働しております。

稼働前につきましては、一般的な焼却施設での処理を個別で行っておりましたが、焼却時に発生するダイオキシンが問題となりまして、ダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。このことにより、従来の焼却処分方法では排出基準を満たすことができないため、同センターが建設され、幡多管内市町村での広域処理となりました。

建設された設備では、ダイオキシン類の発生が抑えられる高温での処理が可能なことや、さまざまな廃

棄物を安定的かつ効率的に処理ができることから、我々の日常生活に欠かせない施設と認識をしております。

温暖化防止の観点からの認識としましては、処理において、コークスなどの化石燃料を使用する施設であることから、CO₂の排出といった課題があることも承知をしております。

一方で、処理過程における熱源を利用した蒸気タービン発電を行っておりまして、このことにより施設内の購入電力を大幅に削減できていることから考えますと、電力由来のCO₂排出を抑制できているというふうに考えることもできます。

いずれにしましても、ごみの削減、リサイクルの推進によるごみの総量を減らす取り組みにつきましても、温暖化防止対策にも通じる取り組みでありますので、これまで同様に進めてまいります。

次に、木材資源の活用についてお答え致します。

木質ペレットやまきを活用した、ビニールハウスの暖房、また、まきストーブの活用については、CO₂削減はもとより、持続可能な林業という観点からも有効だと考えております。木材が燃焼する際に発生するCO₂につきましても、それまで木の成長過程で周りから吸収してきたものとはほぼ同じだといわれておりまして、黒潮町議会だより第62号にも記載があったとおり、適切な使用の下ではカーボンニュートラルなものだと考えております。

農業分野においては、ペレットストーブやペレットボイラーなどの活用による、脱炭素の動きも起こり始めております。

豊富な山林資源をうまく活用することで、脱炭素にも貢献できる有効な手段でありますので、関係部署との情報共有を行いながら、施策や取り組みを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

まず、熔融炉についての説明がありましたが、この環境問題の設問の冒頭に、温暖化や大気汚染という言葉が載せておりまして、今の答弁の中にもありましたように、当黒潮町も2050年カーボンニュートラルの宣言をしております。

このカーボンニュートラルの宣言をしたという意味合いですね、これに向かってこれを実現していくためには、今の町内の住民の方、我々も含めて意識を変えていくことが必要だと思っております。この意識を変えるというのは、何十年にもわたって体の中に染み込んだ意識というのはなかなか変わるものではないと思っております、それを職員の方が先頭に立って変えていこうとしているわけなので、相当な、努力という言葉はちょっとあれですけども、相当なそのエネルギーが要ると感じております。

そして、再質問ですが。

今、熔融炉でCO₂の課題があり、それマイナス面ですね。蒸気タービンで発電しておるというプラス面など、話がありましたけども、カーボンニュートラルということについて言えばどういう位置付けになっているのかということ、まず答弁願います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

溶融炉が設置されたのは平成14年でありまして、そのころはカーボンニュートラルという概念はなかったと思います。ただ、最近、気候変動等の問題が出てきておりまして、改めてですが脱炭素、CO2削減というふうにいわれております。

もちろん、焼却することは二酸化炭素排出にはなりません。なので、プラスマイナスゼロという考え方が、基本的にはカーボンニュートラルの考えです。

そういうことから、やむを得ず排出してしまう部分を何かしら努力をすることで、これが、例えば発電による系統電力、購入電力のCO2を減らす努力をすることで、プラスマイナスゼロに近づけていくと。やむを得ず排出するものは必ずありますので、では減らす策というものを同時に考えていくということが、カーボンニュートラルとしての考え方だと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

溶融炉で言えば、現状は、今の答弁であればマイナス面の方が若干多いというふうな意識だったかなというふうに受け取りました。

その次の、木質ペレット何かについて言えばですね、昨日も山林の再生についてというようなことで、同僚議員からもいろいろありました。その前にもあったと思いますけども。

その答弁を私、聞かさせていただいて、何かこのカーボンニュートラルを宣言したという、その宣言下にある答弁ではなくって従来からある答弁の繰り返しのようになり、私には聞こえませんが。今の答弁では、カーボンニュートラルに向けて検討をしていただけたということでしたが。

もしですね、ちょっと具体的な案件などがあれば教えていただければ。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

正直、具体的にこれがというものは、まだご用意はできておりません。

ただし、カーボンニュートラルに向けた各種取り組みという方法は、手段ですね、こういったものは幾つもありまして。木質バイオマスのこともそうですし、ヒートポンプ、地熱を使った暖房とか、そういったいろんな技術というものは、今ある技術というものを示しながら選択肢を増やしていくと。そういったことに今検討をしてる最中でして、そういったことを盛り込んだものとなる実行計画となるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

ちょっと極端な考え方になろうかと思うんですけども、カーボンニュートラルをして、実質二酸化炭素の発生量をゼロにするということは、今の化石燃料、石油も含めたそういう燃料を使わないということの上で成り立つと私は思っておりますので、相当な。

例えば、来年からそういう生活に変えていきますよというても、住民の方はなかなか対応ができないこと

になってくるいいですか、その頭の中ですね。そういったことを、住民のご理解をいただきながら前へ進めていかなければならないという、自分たち、職員の方を先頭にした、その自分たちの考え方ですね。まず、住民より先に職員の意識を変えていかなければならないと思いますが。

そこのあたりの考え方を、ちょっと町長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では私の方から、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

カーボンニュートラル、ほんとに昨年の菅総理のときに、具体的に日本として制限して、数値も 2030 年で 46 パーセント二酸化炭素の排出量を減らすと具体的な数字も出したのは、ついこの前のことでございます。

そして、6 月に、町としても二酸化炭素排出ゼロのカーボンニュートラルの制限をしたわけでございますので、住民の方はまだまだ、ちょっと理解するのはまだできてない方が多いし、また、職員もそこまで意識がいてないので、これからはそこはじっくりと研修とか、そしてアクションも含めてやっていかなければならないと思っています。

ただ、先ほど申しましたように、全国の流れというのは自治体においてもカーボンニュートラル宣言をする自治体がどんどん増えてきておりますし、これは恐らく世界的な動きでございます。これが変わる事は恐らくないと、私は思っております。でないと、地球温暖化の問題は人類の存続するかしないかぐらいの問題といわれてるわけですから、そこは今後も続けていかなければならない課題だと思っております。

さまざまな課題があると思うんですけど、1 つだけ住民の方とこれから共有していきたいのは、今までの世の中というのは、産業革命以降、二酸化炭素が増えるに従って経済成長が増えていった時代の流れがありました。ところが、ここにきてはっきり科学的に証明されてるのは、二酸化炭素を減らすことで産業を発展さすというふうな流れに変わってきておりますので、カーボンニュートラルの動きが産業につながるという時代の流れをしっかりとらえて、そして住民の方と共有しながら、これからまちづくりを進めていかなければならないと思います。

これは黒潮町だけでできることじゃなくて、日本全国、世界中でやることでありますので、それに遅れを取ることもなく黒潮町としても責任を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

力強いお言葉がありました。

では、カッコ 3 の方へいきます。

プラスチックごみ、ペットボトルごみが大きな問題となっている中、町の取り組みを問います。

答弁を求めます。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、プラスチックごみ、ペットボトルごみに関する町の取り組みについてお答え致し

ます。

プラスチックごみ、ペットボトルごみに限ったことではありませんが、各家庭に向けて、黒潮町のごみの分け方・出し方というパンフレットを配布しております。

このうち、ペットボトルについては資源ごみとして回収をしております、回収したものは幡多クリーンセンターにて、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に一括で売却をしております。

昨年度以降はコロナの影響で、再生樹脂の需要が落ち込みまして逆有償での引き取りとなっておりますが、最近は少しずつ価格も上昇をしております。

取引単価は変動するものではありませんが、資源ごみのリサイクルの観点からも、引き続き取り組みを進めることにしております。

一方、プラスチックごみの問題につきましては、3つの分類がされております。海洋プラスチックの問題、廃プラスチックの問題、マイクロプラスチックの問題だと認識をしております。

いずれも世界規模での問題となっております、対策の必要性を感じているところです。

1 問目のご質問でもお答えしたとおり、こういった問題について対策を進めるためには、住民の皆さまと危機意識の共有から始めることが重要だと考えております。

リサイクルをはじめ、循環型社会の構築のキーワードとして、3Rと呼ばれる3つのRがあります。Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）です。

ごみの減量、物の再利用、リサイクルなど、一人一人の行動変容を促し、限りある資源を有効に、繰り返し使う循環型社会を目指すため、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

このごみの問題の質問は私だけでなく、多くの議員が取り上げて質問をしているところでございますが、そのたびに、当町ではごみの分別を行ってという答弁があつてですね、すごい、何というか耳触りのいい言葉なのですが。

先ほど出てきました溶融炉ですね。あの溶融炉ができるまでのリサイクルごみの出方と、溶融炉ができるからのリサイクルごみの出方というのは、もう量が全然違います。だから、その意識の面について言うと、すごい注意して意識付けをしていかないと難しいところがあるような気がしますが。

その点についての考えを問います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

意識の部分につきましてはですが、例えば現代で言いますと、例えばコンビニとかでも、ペットボトルごみと分けて出すような容器も増えてきておまして、全体的にはサイクルっていう意識は進みつつあると思います。

一方で、問題となっているのが、リサイクルをするのはもちろんなんですけど、ごみ不法投棄とかですね、そちらの問題は深刻な問題だと思っております。

なので、やはりその危機意識の共有というふうに先ほど申し上げましたけども、こういったプラスチッ

クの問題が今後続けばどうなるのかというのを共通認識を持った上で、リサイクルもそうですが、そもそもプラスチック製品の使用について考える。

また、レジ袋のこともそうですけど、そういった一人一人が共通認識を持って取り組むことが必要だと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

残り時間が1分ですが、そう長くはかかりませんが、構わなければちょっと延長してください。

議長（小松孝年君）

延長ですか。

8分までです。

4番（宮川徳光君）

はい、お願いします。

今の溶融炉とリサイクルごみの意識ですね。

具体的に言えば、溶融炉になってから例えばペットボトルで、そのごみ袋へですよ。生ごみだけでなく、ペットボトルもそのままはめれるし、空き缶、アルミ缶も鉄の缶もはめれるし、陶器類とかいったものも砕いてはめれるという意識が、そのサイクルして分別して資源の活用をしようという意識よりも、断然その手軽さ。もう袋へ入れて出せば、それで家の中はきれいになるというその考えに、私は負けているというかそっちの方に傾いているように受け取っているということについての考えをちょっと聞いたかったのですが。

そのへんを、再度お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

確かに溶融炉ですので、基本、何でも入れられるというふうな認識を持たれている方が多いのは事実です。そうしたことによって、ごみの総量が増えてることも事実ではあります。なので、リサイクルの促進というのは今後も引き続き進めていく必要はあると思います。

一方で、プラスチックを燃やすということが化石燃料由来の原料でありますので、これもある意味ですけども、溶融炉で処理をすることはサーマルリサイクルっていうふうになるんですけども、燃やすことでその熱を回収して先ほどの発電に使ってるという側面もあります。

ただ、お答えしたとおり、総量を減らすっていう取り組みは当然必要ですので、そういったことは取り組みとして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

取り組みを進めていくというような答弁だったと思いますけども。

溶融炉になってから、かれこれ何年でしたかね。平成14年言われたですかね。長くて、その中に染み付いた意識が、もうごみ袋へ入れてしまえばという意識があって、その意識をそのリサイクルとか、そういった方向に変えていくために大変なエネルギーが要ると思ってますんで、それに対してどう取り組むかということをお聞きしているのですが。

再度、お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、これまでの意識を変えていくというのは本当に大変な作業だと思っております。これまでずっとやってきた意識というものをすぐ変えることは、基本的には難しいと思っております。

で、CO2削減もまさに同様に、生活様式を変えていただく必要があると思います。

そういったことから、先ほどの答弁させていただいたとおり実行計画の中で、このままこの状態が続けばどうなるかっていうところを皆さまが共通認識を持っていただいて、できれば無理して脱炭素という排出をするのではなくて、リサイクルもそうですけど、行動を少し変える、気を付けることで、結果的には得であったり、地球環境に優しいんだよと。そういった意識に変えていく必要がありますので、しかも、2050年という大変長い取り組みが必要です。無理のない範囲でというのもおかしな話ですけども、それよりは、例えばCO2削減とリサイクルをすれば結果的に得なんだよ、という空気を醸成していくことが必要だと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

より具体的な検討をしていただけるように感じ取りました。

この2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、長いのでという言葉がありましたけども、その言葉の中には、例えば6月に当町が手を挙げてから半年たったわけですが、その中の取り組み。すぐ1年、2年は過ぎていきます。先の話やという意識が持ったらこの話はなかなか達成できないというお話もありますので、町長からも言葉がありましたけど、そのカーボンニュートラルに向けてわがこととして取り組んでいくという言葉がありました。ぜひ、その言葉どおりに取り組んでいただきたいと期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 27分

再 開 10時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

9 番 (山崎正男君)

今回の質問は、1 点、2 点、3 点、4 点構えております。

年末も迫り、皆さま良き年で終わるように、ぜひ適切なご回答いただきますようお願い致します。

私はこの質問を挙げておりますけれど、回答次第ではどっち向いて行くか分かりませんので、ひとつよろしくお願い致します。

まず、佐賀支所についてお聞き致します。

佐賀支所は、佐賀の人々の歴史の象徴であり、地域の誇りでもあります。佐賀支所の現状と、今後の在り方について問います。

これは、私事にはなりますけれど、長らく私もこの支所におりまして、感慨深いもの常に持っておりますので、そういう観点から支所を眺めておりますし、町民の大きな指針の一つであろうと思いますので、それも含めてですね、我々が地域で感じていることをご質問したいと思います。

1 点目ですが、佐賀支所は最近特に風化していると感じるが、今後整備をするのかという質問であります。

これは、私とその庁舎に行くたびに、今現状で庁舎が古くなってる。それから、言葉が悪いですけど落書きがされていると。この落書きという言葉には当てはまりませんが、今言うそういう状況であります。これは我々の歴代の町政を担ってきた先輩方、それから町民の皆さん、この姿を見たらいかに残念がるだろうかという気持ちであります。

ぜひですね、この状況についての的確な説明と、それから今後どのような形でこれを終わらせるのか。こういうところをお聞きします。

まず1 問目、お願いします。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

それでは山崎議員の、佐賀支所についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐賀庁舎は昭和 47 年度に、鉄筋コンクリート 3 階建て、延べ床面積 1, 256. 6 平方メートルで建築された旧佐賀町役場の本庁舎であります。築 49 年が経過しております。過去に、1 階の事務室や宿直室、2 階の印刷室などの増築を行いながら、平成 22 年度に耐震補強工事を行って現在に至っております。ここ数年は、雨漏りや壁の剥離、爆裂がひどく、部分的な修繕は行っていますが一時的な対応にしかならないことから、本年度、本格的な改修工事を行うことに致しました。このことは平成 22 年度に耐震補強工事が完成しており、崩壊の危険性がなくなったことから、既存の庁舎を有効活用するために改修工事を行うことに致しました。

当初の予定では、本年度中に屋上の防水シートの張り替え、外壁の剥離や爆裂から来る雨水の浸水対策、庁舎全体の塗り替え工事、この 3 つの工事を予定しておりましたが、屋上の防水シートの張り替え工事が意外と事業費がかさんだことから、今年度は外壁の雨水浸水対策と庁舎全体の塗り替え工事、これを行うことにしております。屋上の防水シートは来年度に変更しております。外壁の剥離と爆裂を修理するには、その個所を特定する必要がありますので、改修工事の実施設計委託業務とは別に、外壁の不良個所を調査する業務を 150 万円程度を掛けて行いました。現在、佐賀庁舎の外壁に赤や黄色のスプレーで番号が振られているのが、そのときの調査の結果であります。なお、改修工事につきましては今年 24 日に行わ

れる入札にかけることにしておりますので、施工業者が決まれば来年3月末には完成する予定になっております。

住民の方からは、佐賀庁舎は大変なことになっているねとか、落書きをされたのかなどのご心配の声をいただきましたが、先ほどの内容を説明し、納得をしていただいた次第であります。

いずれに致しましても、今月の入札で落札業者が決まりましたら来年3月にはきれいな庁舎に生まれ変わりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

はい、事情がよく分かりました。

それですね、いつごろ、実際には来年度のこともありますけれど、いつごろにはちゃんと元の形になるがですかね。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

入札はですね、今月24日であります。予定どおり落札をしていただければですね、工期は3月の20日くらいを予定しております。

恐らく3月末までには、きれいな外観に生まれ変わると思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

支所は地域の大きなこの目標というか、自分たちの気持ちを高める場所でもあります。支所が元気できれいであれば、町民も気持ち良く次の仕事に掛かろうということになります。これは一つの人間の馬力を出す力、そういうものでないかと私は思っております。

大事にせないかんことは、来年度は3月中に支所もきれいになるということですが、次は中身の問題もありますので、我々の教わったトップ、それぞれの町長がおりましたけれど、威厳がありました。で、町長室もそれから1階のフロアもですね、やはり町民が入ってきたときにはいくら空き部屋といってもですね、やはりそれだけの重みのある部屋にしておくべきではないかと私は思います。ぜひね、これは次の段階ですが、支所におられる課長さん方、支所長、それから町長もしかり、支所へ来られたときには、ぜひですねこういう状態で地域の町民が喜ぶかというところを感じながら、このことには当たっていただきたい。同じ家庭であっても、きれい好きなどこ、まあそこそこのとこ、いろいろあります。私なんか汚い方でございますけれど、やはり町のシンボルでありますので、支所というのはそれなりの風格を持たしていただきたい。このように思っております。

この点について、もう一度お願いします。ちゃんと内部までやってくれますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、佐賀庁舎は昭和47年の建築であります。今年で49年が経過し

ておりますが、耐用年数は47年ということですので、2年ほど耐用年数からは過ぎております。

ただですね、先ほど申し上げましたけど耐震補強工事が終わってますので、一応倒壊の危険性はないということにはなっております。その後の質問はまた別と致しまして、倒壊の危険性はないということになっておりますので、建て替えや移転をするまでは現在の庁舎を有効活用したいと考えてますので、そこは佐賀庁舎に勤務する者が共有認識でいきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

内装とか。

地域住民課長（青木浩明君）

すいません。今回も工事で内装の方には工事は及びません。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ちょっと、課長が別のような話をされましたけれど。

庁舎がきれいになった、そうした後は内部の部屋、1階のフロアとかですね、元の町長室とか、そういうものをきれいにされたらどうですかという質問ながですよ。

町長、この支所の内部の在り方、これはやっぱり来客が来たときにも我々が住民が行ったときでも何か寂しい気がするがですよ。

ぜひこちら辺りの整理をされたらどうだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎の議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、今年度予定している工事というのは、先ほど住民課長が申しましたとおりの内容でございます。

内装についてまでの予算とか査定に至ってませんので、今のご意見につきましては、少し近いうちに支所長と協議させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私は町長も検討するということがございますので、それはそれでありがたく思います。

まあ町のシンボル、ここには本庁舎があって立派な建物があり、それなりに来客に対して失礼のないような各設備があります。支所もかなり古くなっておりますけれど、元あった状況の重みをいかに復元して留めておくか、これは大事なことだと思いますので、各部屋。それから私感心したのは、一番屋上の議場が荒らされてるとして常にのぞいておるわけですけど、まあスペースの関係で今は倉庫、書庫とかそういう格好にしておりますが、まあまあきれいにされているなという感じを受けております。

それから、会議室も古くなったために音響も悪い。なかなか細かいこと言えば音も反響するというようなところもありますけれど、こんなところを直せとは言いません。ぜひその1階、来客が来たときに、お客さん、町民が来たときにそこでゆったりくつろげるような状況に整備をしていただいたらありがたいと思います。

金が要る問題なのかどうなのかは私にはよく分かりませんが、中の物を取っ払ってしまえば、立派な元の部屋ができるんじゃないろうかと思いますが、よろしお願い致します。

誰が責任でやられるのか分かりませんので、答えあればお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、今の予算の中には外壁しか入っていないのが現実でございますので、今いただきましたご意見につきましては、もう一度支所長と私の方でよく協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

次に、2点目の問題に入ります。

震災のことを考えると、やはり高台移転を考えるべきだが、計画はあるのかという質問であります。

これは庁舎も今、課長が答弁がありましたように耐震の年数もかなりオーバーしているというような状況でありますので、やがては支所もどこかへ移さざるを得ないのかなという気持ちであります。まあ町の考えは、せっかく耐震もやって、耐震年数も超えてはいるけれど、もうちょっとこれはこれで大事にしていこうという考えもあろうかと思うし。逆に、早いうちに庁舎を移転して、リニューアルして安心できるようなものにしたいという考えもあるかも知れません。

私はこの震災を考えたら、やはり早めに高台移転。これは決して壊すことはできない、想定しておかなければならないというふうに考えます。

そこで、その高台移転となると、まず場所。高台移転をどこにするのかということまでいきます。それからその面積。これは、支所を移動するときには、その他の施設。例えば、我々地域で大事にされておる診療所、歯医者さん、それから各種公共の住宅、建物。こういうものがセットで備えられるような場所づくりも大切かなと思います。一カ所一カ所分散して造るのも一つの手かも知れません。地形の状態がありますので。

こういうことも踏まえて、高台移転のときはぜひですね、公共の建物についてはまず大事なところは優先すべきだと思いますので、ほかの重要な施設も併せて計画の中に考えていくということができればと思いますが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の、佐賀支所についての2番目のご質問、震災のことを考えると高台移転を考えるべきではないかというご質問についてお答えしていきたいと思います。

議員がご質問の中に計画はあるかと、まずお聞きされていますので端的に答えますと、現段階で佐賀支所の高台移転計画につきましては、現在の財政シミュレーションに反映されていないことから、現在は入れませんという回答になってしまいます。

ただ、私としても大変重要な課題だと認識しております。山本議員のご質問でもお答えさしていただきましたけれど、佐賀支所高台移転等の課題は、今後、佐賀地域の復興まちづくり計画を策定していく中で、地域の将来のあるべき姿、山崎議員もおっしゃられたように全体的な全体像を住民の方々と描く中で検討していきたいと考えております。

その中で、優先度の高い施設、事業については、機能も含めて財政シミュレーションを見定め調整しながら、具体的な計画を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私、質問の中で、診療所とかそういうものも併せて考えていくべきじゃろうということで質問致しました。この今、佐賀の診療所なんかもですね、津波に晒されるととても持たないというふうに思いますし。そういう津波の想定の中で、診療所なんかも先生がどう考えられているのか。医療の関係ですね。これらも早めに町が場所を指定して、黒潮町は診療所、医療機関は高台に安心して移転できますよという方向ができれば、お医者さんにしても、派遣する側の医者にしても、病院にしても、来やすいのではないかと。

将来設計ができるのではないかと考えますが、この診療所も含めた考え方についてはいかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

診療所のことも高台移転、考えるべきではないかというご意見でございます。

先ほど申しましたように、診療所も支所も含めて、その他、総合センターもございます。さまざまな状況を踏まえて、佐賀地域の将来のあるべき姿を住民の方と一緒に考える中で、考えていきたいというのが基本でございます。

例えばですよ、診療所と支所が複合施設として合体していくということも一つの考え方としてはあろうし、またその中の機能も考えられろうかと思えます。

今からの人口減のこと、いろいろな要素を考えながら、将来のあるべき姿、それはあるべき姿は全体もですけど、支所のあるべき姿。そういうものも考えながら、地域全体でまちづくりをしていく必要があるかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

町長、1点だけ聞かせてください。

その支所を今後、今、いろいろな観点から検討されるということですが、支所はぜひ残していただきたい。

これは思いますので、その点いかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

私の考え方として、支所をなくするとかいう発想は一切ございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それでは次に移ります。

2番目の、燃料高騰の影響についてということでございます。

最近の燃料高騰は全ての産業に影響が出ると考えるが、町はどういう姿勢で対応をする考えか、お伺いしますということです。

よろしくをお願いします。

もうちょっと言おうか。

燃料高騰、最近見てのとおり、燃料、ガソリンスタンド行っても高い。この燃料は全ての産業、全ての人々にも影響しておるわけですけど。今、国の方では、その燃料をこれ以上高くならないように、国の備蓄で賄うとかいろんな方策を考えておられるようですので、一定ある程度したら落ち着くかも分かりません。ただ、過去から見ておりますと、このガソリン値段で言えば昔は、2019年あたりは160円前後。それからちょっと安くなりまして、140円台に落ちたときもあります。それから最近になってまた、やや高くなっておるということで。これに伴って、漁船は重油、それから農業は灯油ですか、分かりませんけれど。そういう、それぞれハウスで使ったり漁業で使ったりする燃料が高騰している。

これは、それぞれの産業の根幹にすぐ影響するわけですので、町がどのような考え方でこれを助けていくかということをお聞きしたい。

よろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは山崎議員の、燃料高騰の影響についてのご質問にお答えします。

先日の中島議員への回答と重複致しますが、議員の言われる燃料価格高騰は、農業では特に夜間に加温が必要な施設園芸の経費増加に大きな影響を与えます。

燃油価格高騰に対する対策は、国事業として施設園芸セーフティーネット構築事業があります。この事業は、農業用A重油が発動基準価格を上回った場合に、あらかじめ国と農業者で積立てた資金から、その価格に補填（ほてん）対象となる燃油の数量を乗じた補填金を交付するものです。また、補填（ほてん）に間違いなかった積立金は、事業所の方に返還することとなっています。

その他の対策として、三重カーテンやサニーコートを活用して保温効果を高めたり、加温気に電子サー

モを設置し、平温管理を導入したりすることで燃油使用料を削減することができます。

また、炭酸ガス発生装置や環境制御システム等での生産性の向上で、単位生産量当たりの燃油使用料を削減できます。

以上のことは、ハウス整備事業、環境制御技術高度化事業の活用で整備することができることから、多くの農業者に補助事業を活用していただき、経費の削減、収穫量増を図っていきたいと考えています。

次に、水産業では、事業経費の多くの割合を占める燃油費が漁業者にとって大変大きな負担となっていることは承知していることとございます。

現時点での国制度の状況につきましては、新聞報道にありましたとおり、燃料費の高騰における漁業経営セーフティーネット構築事業により、漁業者に対する補填金の支援を既に実施しております。

町におきましても、国の動向を注視しつつ、前段の事業などが利用できない場合など、新たな燃油高騰支援策についても、今後、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、商工分野になりますが。燃油高騰における事業者負担などにつきましては、直接の燃油価格上昇への対策とは少し異なりますが、町事業としまして、事業者経営サポート給付金事業を10月より実施しております。この事業は、新型コロナウイルス対策としまして、本年度の売上が前年度または一昨年度比20パーセント以上の売上が減少した町内事業者、または店舗の、本年5月から9月までの期間において事業に要した燃料費、水道料金、電気料金、ガス料金の補助を行うものであります。

補助率は10分の10であり、1事業者当たりの上限額は200万円までとなっております。

こういった施策において、一定の燃料経費における補助対策となっていると考えておりますので、今後ともさらなる検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

課長からもう答弁ありましたけれど、それぞれの分野でそれぞれの事業を活用した方向性はあると思います。

私はこういう、何言いますか、コロナの問題もそうですけれど、予期せぬ事態のことが世の中、国際的に影響で起こってくるのが最近は何にでもあります。そういう中で、黒潮町として燃料高騰の折には、どれぐらい上がったときにはどういう金額で補助する。それから、どれぐらいの率で援助するというようなことを、そういう経済緊急状態の折の基金みたいなものを作って、やっぱり町民が基金に2億ある3億あるというようなことであれば、まあ一時期、これで1年しのげる、半年しのげるというようなものを考えていく必要があるのではないかと、私は感じております。

そこです、町も財政の厳しい折ですので、なかなか積み立てすることもできないと思いますが、その町民の活動を止めないような方向を、黒潮町独自の財政支援、こういうものを。先ほどの法令順守じゃないですけど、そういう条例なり規則なり、基金条例なり作ってですね、黒潮町の住民はあんまり心配していませんよと。町にそういう施策がありますのでということを考えていくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

先ほど山崎議員がおっしゃられた部分で、漁業の観点から回答させていただきます。

漁業経営セーフティーネット構築事業が、かなり近い事業ではないかなと考えております。燃油や配合飼料の価格等が急激に上昇した場合におきまして、そういった影響を緩和するための備えとしまして、国と漁業者との資金により、補填金を拠出する事業であります。なお、補填金の拠出の割合は、国と漁業者の方が1対1の割合で負担をしており、燃油代金が平均して高騰致しますと、当該年度四半期の設定平均の価格値を超えた場合において、両者の積立金の支払いが現在実施されております。

参考までに、補填（ほてん）されているA重油の積立金につきましては、7月9月の請求分において、およそ1リットル当たり15.72円の補填実績と現在聞き及んでおります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

課長の答弁は答弁でありがたいわけですけど。

今言う、私のその相対的な考え方で、これから先に起こるこういう燃料高騰とかコロナの問題とか、いろいろ地球規模の関係、それから世界の情勢で変わってくる可能性があるわけですので、国とか県とかは当然そのときそのときに自腹を切ってもやるということになると思いますけれど。じゃあ、その中で一部分、町はこれぐらいの規模だったらやっぱり町民のために蓄えた方がええねということも考えるがも一つじゃないろうかと思えますけれど。

先ほどから質問している、その将来的にですよ、今すぐではなく将来的に全体を見て、町民のためになるような基金を作ったらどうですかということです。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

燃油のあたりはですね、国の方も緊急時に危機備蓄の方の放出も検討しておるということも聞いております。

また、町の方の基金につきまして全体で50億近いぐらいありまして、緊急的に使えるのが財調、減債であろうかと思えます。そのあたりも20億近くございますので、本当の交付金寄付的なときには、その基金の取り崩しは当然すべきだというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私の質問に即決したようなことになってるかどうか分かりませんが。

この燃料で先ほど課長が答弁してくれましたけれど、塩釜の方の市長が単独で、燃料リッター当たり30円を補助するというようなことを決めたようなことを見ました。

ほんで具体的燃料が上がったら、町は今言う市場の水揚げに対して2パーセントは補助するというよう

なことで言っております。それも大事。それから、それを言うなら、じゃあどれぐらい上がったときには3パーセントにするかというようなことになりますので、そういうところの見込み。170円が190円になったときにはどうするかというようなところの見込みを予算として構えておくべきものがあると私は感じますので、そういう質問をしております。

今後ですね、具体的に黒潮町は30円余分に出すというようなことはあるがですか。そんなことはないですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

過去にも、町の実績として燃料が高騰したときに支援した制度、2回ほどございましたので。これまでの議会の質問で、海洋森林課の課長が答弁しておるところでございます。

今後、そういうことが発生すれば当然、国、県の支援事業と絡めながら、町の方でも、国になれば、県になれば独自で支援することは当然やっていかなければならないと思えます。そのための財政が今のところ基金で20億あると言ったのは、今、副町長が申したとおりでございますけれど。

今後、状況を適切に判断をしながら、そして住民の困窮状況を把握しながら、町は独自に、住民の生活を守るための制度はやっていきます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

長くなってもいきませんので、次に移ります。

3番の避難路の対応についてでございます。

馬地地区。ちょっと字が間違っておりますけれど、馬地は地面の地ですので。路ではありません。これは郵便局のコード番号のときに馬路というのを使っておりますけれど。馬地地区の避難路に覆いかぶさる危険な大木の処理ができないか、という問いでございます。

これはですね、馬地のある地区の避難路の上に山が当然あります。その途中に大木がありまして、震災になれば、あの木が倒れてくるのではないかと心配がされております。これは自然のもので、大木がいつ倒れるか。これは地震の規模にもよるでしょうし分かりませんが、少なくともその大木のある近くへ避難路を設けた以上、町にも何らかの責任が必要ではないろうかと思ひまして、この処理ができるのかどうか、大木を伐採できないかという質問でございます。

まず、どうぞお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは山崎議員の、避難路に面した大木の処理についてお答えをさせていただきます。

今回ご質問のあった馬地地区の避難路に覆いかぶさる大木の処理につきましては、令和元年度と平成30年度に地区要望として提出をされております。そのときの回答と致しましては、現時点で避難者の通行には支障がなく、避難路としての機能は果たしていることから、伐採はできないというような回答を行って

おります。

このことは、大木が個人の所有地にあり、山の所有者の管理下にあることが基本になっているからでございます。しかしながらですね、初日の濱村議員からの同様の質問がありましたが、山の所有者や地元の方が伐採しなければ、数年後には倒壊する危険性があり、早ければ台風などの強風により倒壊する可能性も出てきます。実際に私も現地に行って確認しましたが、当地は住宅地の裏山で道幅が狭く、クレーン車が入れないために人力による伐採しかないように思います。そのため、費用も高額になることが予想されます。

いずれに致しましても、そこで本当に困っている町民の方がいるのは事実でありますので、そのことも踏まえまして、森林組合などの専門家に現地を確認していただいて、どのような方法があるか助言、アドバイスをいただいた上で、実施の可否を判断したいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

こういう大木のある所は、この全体の避難路の場所でもぼつぼつあるかも分かりませんが。そしてまた、避難路とは別に、住家の裏に大木のあるところもございます。

これは私は、町が今回これを取り除いていく方法を考えてあげれば、ほかのこの住家防災なんかについても活用ができるのではないかと考えております。今言う、いろいろと検討して下さるとは言うと思いますが、こういう問題はやっぱり隣地との絡みがありますので、土地の所有者、それから下の危険な区域の家を壊さないように。いろんな条件が出てきますので難しいとは思いますが、ぜひですね、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

私、インターネットでその大木を取り除く業者はあるのかというふうに見ておりましたところが、ぼつぼつ私の所へお任せいただいたらというような民間業者はあります。金額も10万かそこら、14、5万か。そういう程度ですが、現場を見ればですね、やっぱり今言う重機の運搬、いろいろと値も掛かってくると思いますけれど。ぜひいろんな所の状況も見て、それからこういう高い木ですので、とび職とか、それから登山に優れた方とか、何かそういう技術を持った方に頼んだ方がいいのかなとも考えますけれど。

どうか町の方でそういういろんな方を調べてですね、より良い方策を見いだしていただきたいと思います。

もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

処理の仕方というのは、いろんな角度から検討する必要があると思います。

私、先ほどの答弁で、森林組合などの専門家と申し上げました。今のところ考えられるのは森林組合かなと思ってそのように申しましたが、今議員言われますように、いろいろな方面からどういう方法があるのかというのは当然検討してまいりますし、実施の可否も含めて現地も見ておりますので、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

ぜひ、町民の安心安全を考えてですね、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

少し早いですけど、4 番に移ります。

老朽化住宅の処理についてでございます。

町内の老朽化住宅で、所有者が取り壊す財力がないので、町に寄付したいという話が聞かれます。多くあります。町は対応できるのか、問います。

これはですね、家もそこそこ古くなった。それから、自分たちもよそで後継者も住んでる。かというて、家を取り壊してやる財力も少ない、というような難しい場合があります。

そういうこともありますので、町がこの寄付を、まず1 点目は寄付を受け入れることができるのか、できないのか。

お聞きします。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

それでは山崎議員の、老朽住宅の寄付に対する町の対応についてのご質問にお答え致します。

山崎議員今おっしゃられましたとおり、基本的には空き家のことだと思いますけれども、この町の人口減に伴いまして、その空き家が増えている状況、また高齢化などの進展などで、それら老朽化した物件が処分するのに住民が非常に困っている状況については理解しているものです。

ご質問については、これらの個人の老朽住宅を町に寄付したい場合の町の対応ということでございます。

町の方針としましてですが、土地、建物等の個人財産の寄附を受けるに当たってですけれども、老朽住宅等の条件等にはかかわらずですね、その不動産が行政目的に供することができるかどうか、ということが判断の基準になります。

従って、この物件におきましては、所有者に財力がなく取り壊すことができない老朽住宅ということで、取り壊す目的以外に用途はなく、行政目的税に供するものではないと解釈できるもので、町としては受け入れするのは困難な状況でございます。

以上です。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

多分、そういうような答えになるかと思います。

ただですね、はいそうですかというて、この現状を打開できるろうかという考えもあります。

これは町が安易に町民の財産、寄付したいということで寄付頂きます、というわけにはなかなかいかんと思います。それは当然じゃと思いますけれど。じゃあ県はどうするか、国はどうするか。そのままほたくるかというような状況が出てきますので、町の老朽化対策も含めてもっとええ案がでないかなというふうに感じます。例えば、町がいったん、金がないなら取り壊しをしますよと。町の力でやりますと。ただ、その後に10 年払い、20 年払い、個人にご負担いただきますよ、というような方法も取れないのではないかなとは思いますが。

財力がどの程度まで力があるかにもよりますけれど。できるだけ、壊したら町の景観にしても、それか

ら防災の対策にしても、安心ができるのではないかなと思います。

以前、黒潮町でも古い家が火災に遭って、何とかきれいになったということもございました。こういう状況のときに、町は権限として、本人がそういう寄付の依頼があるなら私の方でやりましょう、というようにできないのかというふうに思いますが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

町がこれらを打開するために何とか方策はないかということだと思えます。町の中で今行っているものには

ですね、以前も議会の中でも答弁した関係もあるかと思いますが、町の老朽住宅除去事業の補助制度がございます。一定の条件はありますが、該当となれば、取り壊しの負担軽減が図れるものとなります。

その内容については簡単に言いますと、10分の8の補助、100万限度というような形で、これについては一定、こういう困った方への補助、軽減が図れる策だと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

現状の補助がありますとかいうのは、私も知っております。

まあ将来的に新たなことを考えていかんと、打開できない部分があるんじゃないかという私は心配を持っておりますので、当然個人の財産でありますし、個人が責任持って、老朽化したら見積りを取ってその業者に委託してお金を払うと。お金払ったうちの、今言う10分の8ですか。最高100万でしたかね。そういうものはあることは知っておりますけれど。

どう言いますかね、町の全体の中にこういう住宅がどれだけあるか、調べたことはありますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

老朽住宅については町で調査をしております。

そこで上がってきている数字としましては、空き家の町内での数といいますか、その集計が令和3年10月でまとまった数字が908戸となっております。

令和2年の4月1日の本町の総住宅戸数が5,489戸。まあこれらの空き家の率としましては16.5パーセントというような状況で調査をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

こういう、今16パーセントぐらいのそういう危険な老朽化の所があるということでございますけれど。

このまま放置しておいたら、年々ますます家が古くなる、汚くなる。町としても活気が薄れる、そういう感じも致します。そうでなくても、人口減少でだんだんだんだん寂しいねという状況になっておりますので、町はやりそういう手の届く所を早く整理して、活気あるまちづくり、人が元気というような言葉でうたい文句が黒潮町ではそういうことになっておりますけれど。人が元気になるには、そういう弱ったところを片付けていこうねと。長年の歴史の風化でならざるを得なくしてなっておるわけですので、何とか手助ける方法を考えていかないかなと思っております。

本人に委ねるということであれば、もうそのまま長い経過をたどっていくのではないかという心配も致しますし。そこらあたりを、それぞれ老朽化の住宅の持ち家の方にプッシュして、町は、もうそろそろこういう方向でやりませんかというようなのを常にアピールしていく必要があるのではないかと思います。本人たちもどういう方法がいいのか、金もないしというところがあれば、なかなか見えてこんわけですよ。かというて周りは心配せないかん。こういう状況をぜひですね、早くなくしていただきたいと私は思います。

新たな考えをする、そのいう考えはありますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

山崎議員が心配されていらっしゃることは、本当に大きい問題だと思います。ただ、今の現状としましては

ですね、山崎議員も言われましたとおり、その個人の住宅、それらの基本的な管理というものは、その民法上でも本人が管理する、所有者が管理するというようになっておりまして。

具体策として、町が抜本的にそれらを引き取ってというような対策としては、今の現状では非常に難しい状況ではございます。

以後、進むにつれてまた新たな対策等についてはまた考えなければいけないかも知れませんが、現状では今のところは対策としてはない状況でございます。

以上です。

（山崎議員より「考えるか、考えないか。」との発言あり）

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

大筋はもう総務課長が答えたとおりでございますけれど、今後どうするかということにつきまして、私の方で答えさせていただきたいと思っております。

まず、町の財産として受け入れるか受け入れないかのことから入りますけれど。町の財産というのは町民の財産でございますので、寄付の中には負の財産も出てくる場合があります。そういうのは町民に対して不利な状況になりますので、当然受け入れることはできません。

それから、空き家の状況につきましては、空き家対策の事業というのはごく最近、国の制度としてできてきたもんだと思います。今までは、なかなか個人の資産についての支援というのはできなかつたところをですね、耐震事業あたりから徐々にできてきて、空き家まで広がっていると。そういうものは、国の制

度そのものがそういう状況ではないかという認識しております。

だから、今のところかなりの部分が、これまで対応できなかった部分が空き家対策特定住宅なんかの対策ができてきたんじゃないかなと認識しております。ただ、それでもなお課題が残る部分につきましては、今後はどういうふうな制度設計が可能かですね、課題に対しては常に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

前向きの姿勢で取り組んでいこうという気合いが見えましたので、私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、13時15分まで休憩します。

休憩 11時 36分

再開 13時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の山崎議員の一般質問の中で、答弁漏れがあったようですので、総務課長から発言を求められております。

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

失礼します。

午前中の山崎議員の、老朽住宅の処理についての再質問に対しまして、私が回答しました内容の一部答弁漏れがございました。

町内老朽住宅の戸数につきまして、908戸とし、割合を16.5パーセントと回答致しましたが、それは本年10月、本町でまとめた町内の空き家の戸数に伴うものであり、これら空き家のうち、老朽住宅として解釈できるものとしては68戸となり、その占める割合は1.2パーセントとなるものです。

この数値は、令和3年3月改定の黒潮町空き家対策計画に基づき、町内に調査をした実績によるもので、倒壊の危険性があり、危険度が高い空き家の戸数を老朽住宅として捉えているものでございます。

以上、補足させていただきますとともに、おわび申し上げます。どうもすみませんでした。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで総務課長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、小永正裕君。

12 番（小永正裕君）

それでは議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

あまり長くやりますと石が飛んできそうですので、できるだけ端折ってやりたいと思います。よろしくお願い致します。

一つの件について、私は1917年12月議会のときから初めて取り上げて、この決定されたという高規格道路について取り上げております。

ちょっと今変声期でして、お聞き苦しいところがあるかも知れませんが、よろしくお願いします。

町長におかれましては、これまで私がやった同じテーマの一般質問を読まれたという9月議会のときにお聞きしました。既視感を覚えることがあるかと思えますけども、今回の質問も同じような内容になると思います。町長さんが代わってどんな考え方持っているかということの確認にもなるわけですので、よろしくお願いします。

イ、四国でも高規格道路が延伸しているところですが、本町に予定されているルートと工法と、今ある他県の道路状態を比較してどう評価されますか。

本町のルートが完成したとして、黒潮町の未来と住民生活にどのような影響があると考えますか。

メリットとデメリットなどを中心に問います。

議長（小松孝年君）

小永君、冒頭1917年言うたがは2017年ですかね。

12番（小永正裕君）

そう言いましたかね。

すいません、2017年に訂正します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、カッコ1の四国他県の高規格道路の状況をどう評価しているか。また、黒潮町の未来と住民生活への影響について、お答えを致します。

なお、これまでの議会定例会の一般質問においてお答えをしました内容と重複する部分があるかと思えますけど、ご了承をお願い致します。

四国4県を高規格道路でつなぎます四国8の字ネットワークは、先般、高知市内においても新たに一部供用するなど、順次国などによる整備が行われている状況でございますが、その8の字ネットワークのうち、本町を含む四国西南部では、地理的、地形的要因により道路整備が遅れておまして、四国内の整備済みの他地域と比べましても、防災や産業、経済等の面で立ち遅れを余儀なくされております。

高規格道路事業におきましては、各地域ごとに地形的条件や構造的条件、経済面等の総合的な要因を考慮し計画をされるものですので、各地域ごとに道路構造は異なるものと認識をしております。

本町におきましても、窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路の3つの事業が推進されておりますが、現計画が完成した際のメリットとしましては、大きく次の3点を考えております。

1つ目として、防災機能の強化と災害に強いまちづくりへの支援ということが挙げられます。近い将来起こるとされております、南海トラフ地震等の災害時におけます救援活動や、物資輸送に大きく寄与されるものと考えております。

2つ目として、周遊観光や地域産業が促進されることにより、黒潮町をはじめ高知県西部地域全体の活性化が図られることが挙げられます。

3つ目として、安全安心に医療機関へアクセスできることが挙げられます。高規格道路の整備により、第2次救急医療機関でございます、幡多けんみん病院への移動時間の短縮、および現在の国道ルートと比べましてカーブ区間が減ることにより、搬送時の患者への負担軽減が図られ、住民の皆さまの生命を守る

面での貴重な道路と考えております。

また、その反面、議員がこれまでご質問されてきましたように、建設用地として地権者および耕作者の皆さまから、これまで守り続けてこられました農地をはじめとする貴重な土地をご提供いただかなければならないことにつきましては、事業に伴うデメリットの一つであると考えております。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

同じ答えですね。前町長のときと。

もう一つですね、今聞いたのは、違いといえば違いなんですけども、高速道路の造り方。他県、あるいは黒潮町外の高規格道路の様子を見て何か感じるどころありませんか、ということも聞いているところですけど、いかがでしょうか。

この3つだけは違うというふうを感じるわけですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

情報防災課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

少々答弁漏れがあったと思います。申し訳ございません。

他県との状況でございますけど、四国4県を考えた場合に、香川県なんかは特に平地の多い県でございますけど、その通っている所につきましては、トンネルとか橋梁（きょうりょう）は比較的少ないかと思えますけど、高知県のようにどうしても中山間地域を通っていくルートにつきましては、やはりトンネルとか橋梁（きょうりょう）部分、重要部分ですね。の部分が多くなりまして、そういう点が、大きく違いといえばその一つかなと考えております。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

例えば香川県は、平地に道路を造ってると言いましたね。

これ、香川県の場合は特殊なんですよね、面積も全体が小さい、狭い。ところが、その一般国道ですよ、これも片側2車線であつと通っているところがいっぱいあるんですよ。高速道路と見間違ふくらいの立派な道路です。これはもう以前から、それは私も気が付いておりましたけども、バイパスもほんとにきれいなのは一般国道とかでできてます、いっぱい。

高知県の場合は極端に少ない。一本道しかない道で。国交省も基幹高速道路ですね。こういうのは料金を払って有料の道路をずっと、高速道路を造ってきましたけれども、東名の場合は第2東名とかいうのも造っております。既に。ところが、都市部と都市部を結ぶ、またこれも基幹の高速なんですけども、これまで国交省は直轄事業として、地元負担も含めてですね、財源を捻出して造ってきたというふうなことがありましたけども、そういうやり方だけですと、全国に津々浦々、高速道路はできないということが、2007年にこれではいかんということで、もっと簡易なタイプで全国に高速を高速を張りめぐらせるために、無料の新直轄事業というのを内閣で決議したんですね。閣議決定したんです。それから始まったんですよ。一番最初、その新直轄事業で工事を始めたのが、北海道。それも最初は、直轄事業で地元の財源を出すというふうなことを決めておったんですけども、それが凍結してですね、この新直轄事業が閣議決定された

後で、また新直轄事業に切り替えて、自己負担なしに造るようになったんですよ。

それで、前に大西町長のときに質問したときに、ここの高規格道路を造るために、北海道から沖縄の方の税金を使ってくれと。少しでも安くしないと、B/C（ビーバイシー）のことを言っていたわけですけども、申し訳ないと。説明のしようもないというふうな答弁があったんですけども。私はちょっとびっくりしてですね、冗談で言ってるのかなと思ったんですけど。我々も所得が少ないですから、大変なお金を税金として納めることができてないんですけども、ただ、納めてるのは事実ですから。ひょっとして我々のわずかな税金も北海道の新直轄道路に使われているかも分かんないです。でも、説明もないですね。高知県のこっちの方が全国でも指折りの遅れた所ですから。ほかの地方の方がずっと進んで先に造ってます。東北の方なんかも早かったですよ。

私が先ほど、他県、または黒潮町に予定される候補、ルート、どこが違うかというふうなことも聞いたのは、この防災、西部地域の発展、病院に早く行けるというふうなことだけではなくてですね。私は田舎に住んでますから、田舎の最も大切な、重要な財産というものは農地やと思うんですよ。太平洋と農地。これのですね、メリットデメリットと一応書いてますけども、高速道路を造るときに、B/C（ビーバイシー）という、前の大西町長が言ったことなんですけども、コストと、これを造るためにベネフィット、それを国交省は求めているわけですね。これは交通量であったり、安全に通過できたり、それから早く通過できたり、それから、高速通ることによって時間の短縮とか。それから燃料費とか、そういうものも短縮になると。距離が短くなりますから。そういうふうなことをメリットとして挙げてるわけですね。ところがそれだけでは、私はいけないと思うんです。黒潮町が犠牲になるわけですから。黒潮町の B/C（ビーバイシー）を出してくださいと、前町長に言ったことがあります。それは出せないと言われました。そんな計算式は持ってないと言われましたけれども、私から言わしたら簡単なことで、農地がつぶれますから。

国交省の B/C（ビーバイシー）というのは、期間があるんですよ。大体、計算するのは 50 年間で、コストが幾らになるかというふうなことを出しすわけですけども。我々、この田舎の場合は、作物を毎年作ってるわけですね。その立派な農地があって、そこを利用して耕作して、立派な製品を作っているわけですけど、それは、黒潮町の B/C（ビーバイシー）として計算することは正しいことなんです。それは全くやってくれてないなと感じたわけです。

それは町長も、もっと地元のことをよく知ってますね、事情を知って、この農地がどうなるのかと。今どん農地なのかということをしかりと勘案した上で、ルートはここでいいのか、こんな候補でいいのかというふうなことを相見合わせてですね、考えていただきたいと。私はそのときに、ああ、これちょっと足らんなと思ったんですよ。いろんな視点から見てもらう必要があるのに、比較的簡単に妥当という返事を、このルート、候補で妥当ですというようなことを、町長が返答を出しているわけですね。

私はちょっとこれでは、そのときやったんですけど、急所を打たれたんですね。ボクシングで言えばボディブローですよ。急所にやられたら、必ず倒れるんですよ。で、黒潮町の未来と住民生活にどのように影響があるかというふうなことも聞きましたが、大事な農地をなくしたら、その人の生存権というのが奪われるわけですよ。これは何年か前に、これ農家の人から聞いたんですけども。大方町ときの担当職員の方が、ある所、早咲の農地に近いとこなんですけども、そこで百姓さんに尋ねて、代替地を調べて了解してくれる方を探しているんですがというふうに相談したらいいんですけども、その方は何を作っているのかって聞いたら、葉タバコ。それから、ハウスのキュウリとか、そういうものを作っている人がいますけども、とりわけ葉タバコの方がなかなか広い面積を持っていますんで、いうふうなことで相談したらいいけども。その聞かれた方は、農家の方ですけども、葉タバコは自分で栽培してないらしいですけども。わ

し、それを聞かれて、おまえのう、葉タバコというのはどんな畑でも田んぼでもできると言うてるがかえと。早咲のあそこでできている葉タバコというのは、よその生産者が見学に来るらしいんですけど、こっちへ。葉タバコは、昔は大月町も一人が5丁とか6丁とか作っている農家が非常に多かったですからね。それで、幡多郡来たら一番先に目に来るのが、あそこの改良区で作る葉タバコ農家さんなんですよと言ったらいいんですよ。どこの畑、どこの圃場（ほじょう）でも、あそこに勝るようなものを作る土地はないぞということ、職員さんに言ったことがあるというふうなことを聞いたことあるんです。

それで、私、最初この取り上げたときにですね、道路の法線とか、造り方とか、全然知りませんでしてね。入野地区の区長なり役員ですよ、各地区の。入野地区の。それで来てくれということで、社会福祉センターの2階で集まってということで行って、初めてそれ聞いたんです。松本町長にもいきさついうか、私のしたいいきさつがこれですから話しておきますけど。その行ったときに、その国交省の方と、それから、調査測量する会社が決まったというふうなことと。それから町の役員さん、金子まちづくり課長なんかもおいでたと思うんですけども、2017年の10月くらいやったと思いますけどね。それで、17年の12月議会に初めて取り上げたんです、これを知って。それで、何でも聞いてくれと。分からんことは何でも答えますというふうに国交省の方が言われましたので、どんなルートでどんな工法ですかいうて聞いたら、今のルートで、今分かってる、ちょうどクロネコヤマトから西の方へ行く、ちょうど葉タバコ作り。それから多分家も掛かると思うんですけど、今の第三セクターの缶詰工場も掛かるとは思いますけども、あの辺のハウスでも全部掛かるわけですね。

で、どういう工法ですかいうて聞くと、盛土工法というわけです。で、高さはどのくらいですかいうたら、15メートル言うんですね。15メートルの盛土というのは直角にはできませんので、富士山みたいに裾野ができますねいうて聞いたら、幅は、農地を通る、そのつづれる農地の幅はどのくらいですかいうて聞いたら、60メートル言うんですよ。実はこれは間違いでした。ほんで、何回か後にまた国交省の人と話したときに、実は60メートルというのは間違いで、実際は90メートルですって言うんですよ。こんな90メートルも土埋めたら、家、農地も駄目になると思うたですね。もう、条件が全く変わりますから。なぜ、そんなに広くなるんですかいうて聞くと、追い越し車線造るんで、片方が2車線になるんですって言うんですよ。ちょうどあの平べったい農地を全部沈めた幅でですね、土盛るというふうな説明を受けて、それこそ驚愕したわけです。これは何としてでも考え直してもらわんといかんということで、ルートが3つ示されてあったんですね。国交省から。そのルートは、一つは現道を拡幅するルートですから、これはもう最初から捨てたようなもんです。それから、今決まったとこ。それからもう一つは、山側のルートです。浮鞭のまだ山奥の方に、ユートピアカントリークラブというゴルフ場がありますね。そのゴルフ場のまだ山側です。そこを、今できてる佐賀の中井という所に出てきますけども、あそこからほとんど直線に近い形で、山の中を通り抜けていくんですね。それで田野口辺り来ると、その3つのルートがほとんど一緒になっていくんです。で、中村の方へ続いていく。

それで、今、決まったというルートは、その農地をつぶすということと同時に、私がびっくりしたその土を盛るということは、そのトンネル造って盛ったとこの土へね。それから道路のとこ、川のとこだけがそこへ穴あけるというふうな感じの説明でしたから。これは南海トラフ地震が、大規模なのが起ることというふうなことを政府が発表しているのに、そういう工法でやると、浮鞭の方の川から入ってくる津波と、下田の口から上がってくる、蛸瀬川を上がってくる波とがですね、ちょうど旧役場の辺りでぶつかり合うんですよ。両方から入ってきたのが。そしたら、入野地区に住んでいる人々は、避難タワーがあってもそこへ逃げて大丈夫なんですかいうて、国交省の人に聞いたんですよ。何でも聞いてくれという方が、

何にも喋らなくなったんですよ。そういうことのシミュレーションはしてるんですかいうて聞いたら、黙ってしもうたんですよ。これは地元の人を全く考えるような状況ではないなと思って、非常に心配になったんですね。地元の早咲の人は、おじいさんなんかに聞きますと、あの辺は砂ばかりで、石というものはないぞいうて、昔から我々も聞いてましたんで。今のローソンの辺りなんか、まだ5メートルくらいし下でしたからね。今は土を埋めて、今の高さになってますけど。

そういう状況が子どものときから見てますから、まともないうか、堆積した砂とか泥とかのどこなんですよね、ずっと下の方は。そういうときに土盛りやられたら、避難タワーにやっと逃げた方の命も、逃げたかいはなくなる。そんなふうなこといろいろ心配になってですね。聞いたんですけども、結局は答えられなかったというのが事実やったんですよ。それで、仕方なく12月に、この質問を第1回目を出したところですよ。

一応ここで。

議長（小松孝年君）

これは2問目に入ったわけですか。

12番（小永正裕君）

いや、1番目。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 13時 45分

再 開 13時 46分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小永議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

高知県の高規格道路の状況と他県の状況、他県でも特に四国内かと思えますけれど、地形の違いなんか、特に香川県、香川県っていうのは幡多郡くらいの面積の所で、山の少ない所でございますけれど。その状況と、それから高知県の状況の違いは、先ほど森田課長が説明したのと同じ認識でございます。

それから、それぞれ高規格道路を造るまでには、そのコースを決めるまでには国の一律の手続きがございますけれど、窪川佐賀、佐賀大方、大方四万十、この高規格道路の決定ルートの手続きにつきましては、一律の手続き、あるいはそれ以上の丁寧な手続きによってルートを決めるというふうに感じております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 13時 48分

再 開 13時 48分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

小永君。

12番（小永正裕君）

イの質問を繰り返して、町長の方に伝えます。

四国でも高規格道路が延伸しておるところですが、他県の道路状態と本町のそのそれを比べて、どう評価しますかということと。

まず、これをほいたら聞きましょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

手続きについての認識は先ほど言ったとおりですけれど、その構造とか形、地形、それからルート、そういうことについてのご質問かと思えますけれど。

まずはその前段にですね、B/C（ビーバイシー）のこの部分なんですけれど。確か、私もこの課題については、かつて小永さんに8回、これで9回目だと思うんですけど、ご質問される前段の資料というのは一応、何度か目を通して、丁寧にいろんなことをチェックして、質問の内容、前町長の答弁したこと、確認してまいっております。その中で、B/C（ビーバイシー）のことについて触れている部分がですね、B/C（ビーバイシー）、その方法がないと答えたと思うんですけど。恐らく、B/C（ビーバイシー）を農地だけで判断するのはあまりにも乱暴であると。そういう認識で、この高規格道路の効果とかいうものは、そのほかさまざまな分野でB/C（ビーバイシー）を図る必要があるというふうな認識を持っておったと思います。そのことをひとつ前段に置いておきまして。

高規格道路というのは、当然でございますけどそれぞれの地形が違う所、地形に合わせて設計をしていくものでございますから、工法、形、それはそれぞれの地形によってさまざまな形があろうかと思えます。そして、今、具体的な土地として出ました、入野早咲地区のいわゆる優良農地といわれる所、通るコースになっておるわけでございますけど、そこの加持川、小川、あの川の所は、詳しい調査すると液状化の危険があるということで、盛土工法から橋脚の工法に変えてきております。それに合わせて、いわゆる今での歴史の中で、吹上川と蛸瀬川の波がぶつかる所。位置というのは役場のもっと西の方がポイントなんですけれど。旧役場よりももう少し西の方なんですけれど。そこでぶつかった状況のことも、歴史的な背景も踏まえて、シミュレーションは国の方でやったと聞いております。

あの津波避難タワーというのは、地上から約14メートル。浸水想定、最悪の浸水想定が大体10メートルですので、14メートル。10メートルに対して余裕の4メートル取っておるわけでございますけれど、シミュレーションした結果は、津波タワーに影響はないというふうに出ておると。

その上で、なお、道の構造を変えたのは液状化を危惧（きぐ）されるので、それで設計を変えたというふうにお伺いしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

この町の、本町のB/C（ビーバイシー）というのは、農地のことを言ったのは一例なんですよ。さっき町長が言われました、いろんな要素がありますから。そのいろんな要素を抽出して、農地も含めてB/C（ビーバイシー）を出せばいいわけです。

50年間にわたってロストしたベネフィットをですね、どれだけのコストが掛かるかということなんですよ。

国交省の方は、道に関してはB/C（ビーバイシー）は50年の期間で算出するわけです。農作物にしても海産物にしても、ここで採れるものは50年間でどれだけのものが蓄積されて、金額にしたら幾らになるかというのはこれまでの経験から分かるとおもいますけど。そういうものを出せると思うんですけども、計算式持ってないというふうな前町長からの答弁でございました。

当然、先に黒潮町どれだけの損失か、損失を被るかいうものを出して、この道路が造ったらどれだけのメリットが出るかということも町で比較対象してですね、それでも、できた方が黒潮町民のために、また黒潮町の振興のためにずっとええものであるというふうな結論が出たなら、私も反対はできませんけどね。全くそれやってなかったんですよ。まあ、ご本人がおりませんので、こんなこと言うてもしょうがないんですけども。それをまず、そのB/C（ビーバイシー）のことは1つ私が言っておきます。

その地形が違うというのは当然そうかも分かりませんが、大体、四国は同じような急峻（きゅうしゅん）な山が多いとこなんです。だから、黒潮町なんかほとんど急峻（きゅうしゅん）な山ですよ。ちょっと広いところは、佐賀の中角の辺りですかね。あの辺とか有井川なんかで、それから蝸川、それから浮鞭と早咲、田の口くらいなもんですかね。ここで、その面積にしたらずかなものなんです。そういう貴重な面積のものを7.7ヘクタール、そこからまた減るといことですから、優良農地がどんどん減っていくということですね。この大方改良いう道ができたときも、もう早咲から浜の宮、ずっと通ってですね、農地を全部つぶしてしまったというふうなことになってますから。それとまたね、同じ所通るんですね。同じところへ出てきて。ここは津波が来るの間違いはないですよ。

それで、今、町長が土盛りやめて高架にするとか言ってましたけども、今道路のあるとこなんかは、缶詰工場の西の方なんかは土を盛るような話、私は国交省の人に聞いてますけどね、全部が高架じゃないというふうなことを聞いてます。

答えることはないですか。

なければ、2番、ロいきます。よろしいですか。

多くの農地が、国営農地、県営圃場（ほじょう）建設事業—大方中央土地改良区など、消滅するが、地方自治体には最も大切な財産と思うが、町長は地元関係者らに説明は十分過ぎて、同意しておると考えるか。

また、早咲地区の土地改良区の圃場（ほじょう）はどのように評価される農地であるか、ご存じでしょうか。

さらに、農業者はもちろん、子ども会や非農家の方々も協力し、農林水産省から補助金を頂いて早咲農地保全会を組織し、農地の長寿命化などを守って残す活動をしています。いかが思いますか。無視しますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小永議員の2番目のご質問、農地への影響および関係者への説明等についてのご質問にお答えしていきます。

まず、事業主体であります国土交通省による関係地区への設計説明会につきましては、一昨年度より、佐賀地区から順次開催をいただいているところでございます。事業進捗（しんちよく）の関係上、設計が整わず、これらが未開催となっている地区につきましては、早期に関係者へ設計説明が行われるよう要請するとともに、黒潮町と致しましても、移転などの影響を受ける関係者の皆さまに対してできる限り

の支援を行うなど、事業協力を得るための努力を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、早咲地区の圃場（ほじょう）につきましては、これまでの議会定例会での一般質問においても取り上げていただいておりますが、葉タバコなど全国的にも品質の高い農作物の収穫地であることは十分に承知しておりますし、早咲農地保全会の取り組み内容につきましても、活動報告書により活動内容、現在は令和元年から5年までの計画となっておりますけれども、それを認識致しております。

そういった関係者のご意見もお伺いしながら、農地への影響を今後どうリカバリーしていくのかについて、一生懸命考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

農地を、ルートの中に入っている農家さんをリカバリーするというふうな答弁でございましたけれども、説明とリカバリーというのは、具体的にどういうふうなことをされるわけですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永議員の再質問にお答えしたいと思います。

説明というのは、主に事業主体である国土交通省さんの方でやっていただけるものと思っております。

そのリカバリーというのは、これは町の方で考える部分でございまして、例えば、農地も代替地も含めてどういうふうなことが、その農地、地権者とか耕作者に対して対応できるか。そのへんを、相手がおるものですから協議しながら、対応策を考えていくということでございます。

これはこれまでも、そういう方を交えた会の方と意見交換をやってきております。今年になっては今年の12月でございますけれど。ただ、残念ながら、耕作者の方ですけれども、耕作者の方の希望するものと町ができる範囲とがなかなか一致するところが見つからず、現在に至っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

今のところは見つかってないけども、解決する自信はある、いうふうにお思いですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小永議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

自信と申しますとね、相手がおいであるので、一方的にあるとか言うことはできないです。

こちらの、町ができる範囲ですよ。範囲とか、それから、相手が納得される範囲と全くまだ、落としどころが見つかってないので、自信があるとかないとかいうレベルでなくて、この協議については、町と致しましては引き続き、誠意を持って一生懸命やっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

もし代替地が見つかってですね、今の耕作してる場所ですと、1 キロ 2,198 円か何か、2,200 円くらいの取引ができるんですよ。それで、安いものになると半額とか、3 分の 1 とか。中には廃棄させられるものもあるらしいんです。

ここの早咲の葉タバコ生産農家と、それから沖縄の島でできる葉タバコだけが、日本トップなんです。今言った 1 キロ 2,198 円か何かで取引引きされてる所で、ほかのところにはないんですね。

こういう所で作っている方が、別の土地を 10 倍の広さで用意しますからここで作ってください、いうふうなことで了解すると思いますか。

どんな労働になるか、考えたことありますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永さんの再質問に引き続きお答えしてまいりたいと思います。

おっしゃるとおり、早咲でできる葉タバコ、2019 年は単価にすると日本で 1 番ですね。全国 1 の単価。2020 年が第 3 位と聞いておりました、2019 年のキロ当たりの単価は 2,149 円ですね。このときの全国平均は 1,939 円と聞いておりますので、全国平均の約 1.1 倍になるかな。そういうふうに資料では認識しております。2020 年につきましても 2,187 円、キロですから、非常に葉タバコの中ではほんとに全国で優秀ということは認識をしております。

これに対して、耕作者の方と話してもですね、やはり直接話しても、そこが状況がいいのでこういうタバコができるんだと。それに対して、代替地というのは示されてもなかなか納得できないというご意見でございます。だから非常に難しいことだと思いますけれども、代替地以外の方法があるかどうか、それを踏まえて話し合いを続けていくしかないかなと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

それでは、農業者はもちろん、子ども会や非農家の方々も協力し、農林水産省から補助金を頂いて早咲農地保全会を組織し、農地の長寿命化ほかの活動をしてはいますが、それについてはどう思いますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小永議員の質問にお答えしていきたいと思っております。

農地保全委員会は主に早咲地区の方、それが農地を持っている方と、それから持ってない方、合わせて活動していると、実績報告で確認しておりますけれど。その中には、婦人会があり、子ども会があり、老人クラブの方。そして、活動報告で見ると年に 4 回ぐらい、農地を持っていない方も含まえて、ごみ拾いとか、草の処理とか、そういうようなことをしているというふうに認識しております、非常に一定の地域へ、ちょうど高規格道路予定地の辺りが中心になるわけでございますけれど。非常に今までやってきた活動に、恐らく高規格道路ができれば大きく影響するとは認識しております。

この早咲地区への国の説明会、設計説明会ですね。これはまだ行われてないと思うんですけど、国の方では近々実施をしていきたいというふうに聞いておりますので、そういう中でまず、地域の方に設計の説明があるかと思います。

町と致しましても、決してその活動そのもの、もともとこの活動の国の支援事業、交付金出る事業ですよ。これに対して町の方も、その事業に対しても町も支援しておるわけでございますので、そのへんのバランスと合わせながら、丁寧に町としてできる対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

これも、そしたら国交省任せということになるわけですか。地元の説明を国交省からしてくださいということになるわけですね。

でも、ここまでお話ししましたけども、実際、これまで一般質問を何回かやってきましたけども、地元住民に対する説明いうがはないんですね。以前に一般的に聞いたことがあるんですけども、事前にルートが分かれば、取得して、それでルートが買い上げになったときにその土地を高く売る人が出てくるので、秘密にしているというふうなことをちらっと聞いたことがありましたけど。

そういうことを考えて、説明しなかったんですか。それとも、ほかの理由があって説明しなかったんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

これまでの高規格道路の、今はもう事業化までいってるんですよ。

佐賀大方でしたら、平成29年4月1日の段階で事業化されてますね。それまでの手続きというのは、全国一律の手続きで国は進めてはおりますので、当然住民への説明も、アンケート調査しながら、一定の住民の説明というカリサーチですね、いうのをやってきて。私が資料をずっと見る限りでは、ほかの事業の手続きよりも、むしろ丁寧にされているんじゃないかというふうな感じを持っております。

そのご質問の、説明をしたかしなかったかのことについては、事業主体、国の方でございますし、ましてこの平成29年以前のことは、私はそこへいけませんのでよく存じておりませんが、今の資料見る限りでは、正規の手続きに基づいて、調査、アンケート、説明、そういうふうにしてきたものと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

私は今までね、説明をしてきたかと聞いたことがあるんです。そしたらですね、まちづくり課長でしたか、説明はしてませんと、はっきり言いよりましたよ。町ではね。それで、国交省もしてないですね。

それから、地権者とかそこで作業している人とか、家が掛かる人とか、ハウスやってる人とか、そんな人なんかも聞きたいと思うんですけども、そういうことを全く無視してルートを決定してるんですかいうて聞いたときに、答弁の中では、さっき言いましたように説明は事前にはしてません、というふうな返事をいただきました。それから、これから、住民に説明する考えありますかと聞いたら、これからも説明す

る考えはないというふうな意味でした。分かりやすいですね。でも、そんなことでいいんですかね、と言うんですけどね。

それから、私が初めて取り上げて一般質問やったときに、後で終わってから、ある方が、国交省もばかじゃないわねえ、いうて言うたがですよ。前に大方改良であれだけでもめて、てんやわんやして、そのままほっぽっておくわけがないわね、みたいな意味のことを言われたんですね。そのときにね、ずっと納得できたがですよ、何か変な感じで。ああ、説明する気は最初からなかったんだと思うたんですよ。

ほかの自治体の長とか、いろんな人に聞いて話もしたことがあるんですけど、おたくの通ってる高規格道路、要望とかそういうのは一切受け付けないんですかいうて、国交省の方は、いうて聞いたんですけどね、あちこちで。ほいたら、そんなことはないですよいうて。最低限、ここはやめてくれ、ここはやめてくれ、いうふうなことは言うてきますと。できたら向こうの方を取ってほしい、みたいな要望も出るらしいです。ここは、これこれこういう理由で非常に大事なことだから、ここはよけてほしい、というふうなことも言うてくるらしいですよ。

そういうことが町長なんかの責務だと思いますけども、進んでそういうことをやりなさいと。それで町民がどう判断するかは、町長はじめ執行部が説得していけばええわけで。国交省が直接交渉に来ることはあんまりない、いうふうなことを言っていました。

どうなのでしょう。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永さんの再質問にお答えしていきたいと思います。

意見、住民の意見反映の一つとしては、アンケートはしてますよね。それも、黒潮町全世帯ですか、それから旧中村市の全世帯ですね。これを2回やってますね。そういうことで、さまざまに意見のヒアリング、収集、調査しているのは事実でございまして、こういう手続きはかなり丁寧な手続きだったと思います。

あと、細かく個人個人までいったヒアリングとかですね、意見がどれぐらいやられておったか、ちょっとそこまでは私も把握しておりませんが、住民の意見とか、そういうものを全く聞かずに勝手にやったというふうには、この手続き上から見ると、経過を見ると、私はそのようには思っておりませんし。

高規格道路を造る一つの手順、全国、先ほど言いましたけど、全国一律の手続き基準から言うと、決して外れていない。正規の手続きでやられていると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

そのアンケートを2回やったということになっていますね。

そのアンケートの内容をご存じですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

事細かくは、ここ手元にないので記憶してませんが、私自身も回答しますので、内容は一応見てきて

おります。

以上でございます。

(小永議員から何事か発言あり)

このコースに対してどうか。

それから、このできることによってどう感じるか、何を期待するか、そのようなことがあったと思います。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

私も見たんですけどね、こういう高規格道路ができれば、幡多けんみん病院まで早く行ける、それはいいと思いますか。よろしくないとかね、どっちでもないとかね。あんまり良くないとかね。そういう5つ種類があって、それ丸してくださいというんですよ。

さっき観光のことも言われてましたと思うんですけど、幡多郡の方へ非常に早く行ける。それから、海産物を早く送れるみたいな話、そういうこともアンケートの中に入ってるんですね。できれば海産物の鮮度が良く送れるようになる。それについてどう思いますか。それはいいことです。まあ、ややいいことです。どちらでもない。あまり良くない。良くない。そう丸するだけですよ。目の前に、どんな形でどんな道路ができるか、全くそのアンケートで見えないんですよ、一般の人には。その道路のことを聞いているんじゃないんですよ。

それとね、なぶらのとこで聞いたんですけども、なぶら、ビオスみたいな道の駅。あそこでね、男女2人の方が聞きに来られたことがあったらしいです。それで、ちょっと高規格の道路のことでインタビューさせていただきたいな、ちょっと教えてくださいみたいなことでメモを持って2人来たらしいんですけども。ご出身はどちらですかというて聞かれたときに、黒潮町ですというて言うたら、あ、すいません、それじゃあ構いません言うて、引き下がったらしいです。だから、ああゆうよそからおいでになる人、旅行者ですよ、パッセンジャー。そういう人を目標に、アンケートを主に取ってたんですよ。我々のところには、5つのところに丸をして、どこがいいか丸をして返答してくださいというのがありましたけども、その回答も20パーセントちょっと。それから、2回目は16。何パーセントくらいやったらしいですから。ほんで、関係するところの百姓さんなんか聞いてですね、いろんな方に聞いてもらったんですけども、私よりかずっと人間関係が多いわけですから。一人もいなかった、そういうことを聞かれた方が。

そのところでですね、ちょっと町民に対する説明責任というのはなくていいのかなと思っておったわけです。今でも同じ気持ちですけど。

どうでしょうか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、小永議員の再質問にお答えしたいと思います。

説明責任、事業主体にあくまもであると思うんですけど、事業主体としては、その全国一律の手続きでやってきた。そして町も、決して情報を隠したりしておる状況は、私、資料を見る限りではありませんので。

そして、アンケートには自由記載があったと思うんですけど、さまざまなことをしてると思いますので、

一定の説明責任というのは私は果たしてきたというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

先ほど言いましたように、まちづくり課長の答弁は、今まで住民に説明は一切しませんと。これから説明致しますかというて聞くと、これから説明する考えはありません、という答えがはっきりしておるんですよ。

それで説明したと言えるのかどうかということが、非常に問題やと私は思いますね。

次にいきます。

ハ、決定したルートではなく、山側のルートは今まで論じた損害は縮小できるが、第3のルートに変更することを国土交通省に異論を提出しますか。

そうしないのであれば、その理由を教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは小永議員の3番目のご質問、第3のルートに変更する意見を提出するかどうかというご質問について、お答えをしていきたいと思っております。

現在の佐賀大方道路の計画は、平成25年度より計画段階評価を開始し、地域住民および企業、道路利用者、沿線自治体を対象に意見聴取が行われるなど、全国一律の手続きを経た上で、平成27年3月の四国地方小委員会においてルート帯の決定がされたと、国土交通省よりお聞きしております。

私と致しましては、一連の手続きの方法については評価しておりますし、これまでの事業方針は間違っていないかと思っております。

私の町長に出る選挙中の公約として申しましたとおり、高規格道路の早期完成を目指して、現計画での事業推進が図られるよう、黒潮町と致しましてもできる限りの努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

寂しいことですね。

解決方法は1つしかないんですね。国交省が出してきた案では、黒潮町の将来と、黒潮町に住む住民と、特に優良農地で働いておられる皆さまにとって、大事な働き場がなくなる。どこでもええからよそへ、時間もあるからそっちへ行って、勝手に植えてくれというふうなことになるよな。

その人たちの労働環境がどんなに変わるか、先ほどちょっと聞きましたけど、答えてくれませんでしたけど、大変なことになると思うんですよ、同じ金額をあげようと思うと。なんぼええ土地もらってもですよ、働けど働けど、ほんとに経費と労働力が掛かるばかりで、今みたいに効率のええ耕作の仕方ができなくなるわけですから。その点にも、責任を取る必要があると思いますよ。ただ広いだけの土地では駄目だと思いますよ。

これは前の大西町長に聞いたことなんですけども、松本町長にも聞きますよ。

この決まったという道路は、どんな道路と考えておりますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小永議員のご質問にお答していきたいと思えます。

農地の持たれている方、あるいは耕作者の方、その方たちへの考え方というのはメリット、デメリットのところでお答えしてきたと思えます。その上で、この道がどういうふうな道になるかというご質問でございますので、お答えさせていただきます。

黒潮町にとって、まずは、先ほど建設課長の言ったことと重なりますけれど、近い将来、来るであろうといわれる南海トラフ地震に対して、これは高規格道路があると、ないと、大きく違います。現在のルートというのは、黒潮町が危惧（きぐ）する国道56号の警戒の問題に当たりまして、白田川地区の問題がございます。これはもう大西町長も何回も繰り返し説明していると思えますけれど、そういうところに対する対応、これは間違いなく格段に上がってきます。

そして、一般的にできても搬送、緊急搬送、そして支援の方法、受援力も上がります。そして、四万十市、宿毛市に着くと、けんみん病院の距離も安全確立な道路が確立されます。

そして、産業面におきましても、確かにストロー効果というデメリットも心配もされますけど、そこはこちらの戦略を持って克服するべきだと思っております、むしろ、ストロー効果に負けない経済効果をもたらす事業をやっつけていかなければならないと思っております。例えば、今のスポーツ合宿の件。これは、やはりたくさんの方がおいでしてくれるようになりましたけれど、これは、高規格道路がやはり今、拳ノ川までついている。関西方面からおいでしてくれる方たちにとっても非常に環境が良くなっております。これはメリットの方でございます、これがさらに環境が良くなる。私も町長になって身をもって感じているのは、やはりそういうスポーツ合宿の、この地に希望してくれる方がだんだんと増えております。これは、いわゆる高規格道路のストック効果と認識しております。

また、産業面についても、この道ができることに随分期待を持たれている方や何人もの声を、私は直接聞いておるわけでございます。

さまざまな効果があろうかと思えますけれど、そして、忘れてはならないのはですね、黒潮町だけの問題ではございません。10月、私は四国地方整備局、そして霞が関の方とか、ほかの自治体の方、町の皆さんと高規格道路の要望を活動してまいりました。どの自治体の首長さん、幡多郡の6市町村の自治体の長さん、それから、愛媛の愛南町、宇和島の市長さん、ほんとに黒潮町と同じ、あるいはそれ以上の願いを持って一生懸命、要望活動をされてまいりました。

そういう広域の意味でも、この高規格道路については、早く完成して共有できるようにしなければならない、まさしく黒潮町だけでなく、幡多地域、南予の方が待ち望んでいる道だと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

町長、勘違いされているようにしか考えられませんのですけども。

私が言っているのは、中止をしてくれ、反対してます、みたいなことじゃないんですよ。黒潮町と黒潮

町の住民にできるだけダメージをかけないために第3のルート、これを国交省は提示してるわけですから。

それと、広域でも何でもありませんよ。広域の人は逆に、その山側の方のルートの方をずっと望むとしますよ。波が来ないということは間違いないですから。

それと、2キロも短いんです。中角から中村に接続するまで。ほとんど直線に近い形で山の中走ってます。

ほんで、1番のイの問いでも聞いたんですけども、状態。どんな道の状態かを聞いたんですけど、なかなかずれて話が伝わらなかったんですけど。この前、平田から宿毛までコースが完成しましたけども、あそこも山の中ばかりですよ。畑は全くつぶしてないんですよ。ほんで、高知からこっちを見てもらったら分かりますけれど、ほんとに高規格できた所も須崎からこっちも、今度、四万十町が、田んぼの方がどうしても掛かるようなルートになると思いますけども、そこだけですよ。窪川も。

愛媛の方をずうっと行って松山の方行ってください。全部山の方、ほとんど切土にしていますよ。残土も出ないように。山の高い方をみんな切ってますから。こちらよりかずっと向こうの方が冷えると思うんですよ。西風が吹いて雪が積もりますからね、あそこは。それでも山の上を通ってるんですよ、切土にして。ほとんどそんなあんばいなんです。伊予の方もそうですよ。農地つぶれたってとこ、見たことありますか。徳島で。徳島はまだ距離が短いんですけど。

どっちにしても、高知県の中でも黒潮町がこれだけね、農地をつぶしてるいう町、市町村は、まずないですよ。全国見てもそうです。私はあちこち行きますけど、自分で走ってみても、農地をどんどんつぶしていくいうふうな所は、まずないです。南海トラフ地震がいうて言いますが、この辺は山ばかりですから、川からすぐ山に登れるじゃありませんか。名取というところがありますね、仙台の海岸に。あそこは何10キロも海岸が続いて、平地が続いてる所ですよ。そこでは高架の高速道路が通ってます。面積が広いですから。こちらの方は平地が少ないんですね。農地も少ない。そういう状況が全く違うとこなんですよ。四国は大体、そういうところが多いです。そういうことを考えた上での、道路の状態いうものを見てもらいたかったがです。

造り方がいろいろあるもんで、コストが高いと言われてもですね、工法の仕方でも激減するところがあるんですよ。今度、早咲のあそこが高架になって、ずうっと追い越し車線造ってですね、あそこら辺。広い高架になって幅が、なると莫大（ばくだい）な金掛かりますよ。土盛りどころの値段じゃないですよ。コストのこと考えるのは国交省が考えます。黒潮町に住む住民と黒潮町の将来のことを考えるのが町長じゃないですか。どこに足を置いているんですか。立ち位置を。地元の町長として何をすべきかいうことをですね、何を守るべきかということが一番先に考えてもらいたいです。

以上で終わります。

議長（小松孝年君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩します。

休 憩 14時 35分

再 開 14時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度黒潮町一般会計補正予算）

から、議案第 47 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について、委員会にて質疑のあったものを主に報告します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）、議案 43 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算、および、議案番号 47 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についての 3 議案です。

審査の結果は、3 議案全てが討論もなく、全会一致で承認、あるいは可決すべきものとなりました。

なお、提案理由につきましては、本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、ご了承ください。

では、議案番号 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）と、議案番号 43 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算については、共に説明は本会議と同様で、特段の質疑はありませんでした。

議案番号 47 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

歳出の方で、19 ページからの 2 款総務費です。

19 ページからの 1 項総務管理費のうち、21 ページ、15 目新型コロナウイルス感染症対策費、18 節負担金補助及び交付金の黒潮町新型コロナウイルス感染症検査費用補助金 50 万円は、令和 4 年 1 月 3 日に予定の町成人式の新成人の皆さんを対象とした PCR 検査に対して補助をするもの。

内容は、今回の成人式の対象者が、町外、また海外からの研修生を含めて 129 人。その 40 パーセントを見込みとして計上しているとのこと。

根拠としまして、町内のワクチンの接種率で 2 回目を終了した 20 歳代の方が 73.2 パーセント。10 歳代の方が 62.2 パーセント。従って、町内に住所を有する新成人の 60 パーセント以上はワクチン接種をしていると推測し、ワクチン未接種の新成人が 40 パーセントほどとしまして、50 名ほどを見込んだものとのこと。

この 50 人に対して、今年 5 月の成人式の実績を参考にして、各 1 万円の補助をするものとのこと。

委員より、ワクチン接種や PCR 検査が参加の条件かとの質疑がありまして、執行部から、成人式への参加の条件ではない。これは、より安全を期しての対策とのことでした。

なお、参加する 2 週間前に体温や症状などを記載していただく健康チェックリストの提出をお願いしている。その上で、当日の体温が平熱であった方のみ参加をしていただくようにしているとのことでした。

続きまして、23 ページ。

3 款民生費、3 項児童福祉費、3 目児童福祉施設費の 17 節備品購入費の厨房機器 409 万 3,000 円は、本会議でも質疑がありましたが、大方中央保育所の給食調理関連を民間委託へ移行するためのものとのこと。

町では、令和 4 年 4 月から大方中央保育所での調理を委託することを進めておりまして、それにかかわり、全ての保育所の児童への米飯給食の提供を実施するように計画をしているとのことでした。

この大方中央保育所の給食調理の外部委託に関連して、同保育所の食材を加熱するためのスチームコン

ベクションが古くなり、故障が多くなってきたため更改をするものとのことです。

また、併せて、くじら保育所の炊飯器用の台などが不十分であったため、これらを整えて米飯給食を進めるために行うものとのことです。

委員より、中央保育所の調理の委託が令和4年4月からとのことだが、くじら保育園はどうなっているかとの質疑があり、執行部より、くじら保育所については、厨房が狭くて調理を委託する条件面での整備が必要な状況となっているため、順次、整備をしていかなければならない。

併せて、現在の8名の調理員がいるが、令和4年3月には3名が退職の予定となっている。この退職の状況と合わせて委託を実施していくこととなるので、現状、くじら保育園についての計画は未確定とのことです。

また、補足説明として、当町では、現業職場と言われる現場業務職場の運転手、学校の校務員、調理員などの職員については、正規職員が退職しても改めて正規での職員の採用をしないという方針を採っている。これにより、これまで調理員の退職があれば学校校務員の配置換えなどにより対応してきたが、正規の職員によるいわゆる直営による対応が難しくなってきたため、来年度から委託を始めなければならない状況となり、結果的に中央保育所から始めることとなったとのことです。

これに対し、委員より、中央保育所の調理の委託はいつから決まっていたのか。また、こういった計画については、極力早い段階での議会への説明をいただけないかという質疑がありました。

これに対し執行部から、現業職場の職員については、正規職員の採用をしないというのは10年以上前から続けている。例えば、道路パトロールや運転業務、学校校務員については、委託や会計年度任用職員に切り替わってきていて、その延長に今回の民間委託があるということだとのことです。

今回の、来年度4月からの中央保育所で始まることを決めた時点は、委託のタイミングについては退職者の人数が大きいかかわっているが、退職しても再任用を希望される方もいるなど、その結果をもって判断しなくてはならないため、今年7月末の再任用の意思表示を受けてから行ったもので、結果、遅れてしまったとのことです。

これからも、機構に関することは、議員の皆さんにも全員協議会などを通じて早めに報告することとしていただけるとのことです。

委員より、民間委託した場合、地元住民の雇用面への影響はどの質疑がありまして、執行部より、学校給食を例にすると、大方、佐賀の両センターでパートを含めて約15名ほどが雇用されているが、そのうちの1名は責任者として本社から来ているが、それ以外の方は四万十市からの方もおいでますが、全て地元の方が雇用されている。

現状、いずれの企業も地元を一番大切にするという精神が強いため、地元での雇用対策については特に心配はしていないとのことでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

今議会で、本委員会に付託をされました議案は7件で、審査日時は12月3日、議会終了後の午前11時から午後4時30分の間におきまして、関係課長の下、詳しく説明を受け、慎重に審査を致しました。

なお、本議会での提案理由を受けたことなどにつきましては、なるべく省略をして報告を致します。

まず初めに、議案第40号、専決処分の承認を求めることについての令和3年度黒潮町一般会計補正予算専決第1号は、9月の台風14号による豪雨災害に対し、緊急的に災害査定を受けなければならないため、9月30日付で専決処分を行ったとの報告がありました。

本委員会に付託をされました歳出处分の内容は、予算書13ページ、11款災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費の880万円の委託料でありまして、これは、農地6件、農業用施設5件、計11件に対する測量設計委託料でありまして、適当と認め、全会一致で承認を致しました。

次に、議案第41号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国の関係規定の一部改正で、出産育児一時金の額が40万4,000円から4,000円の増額をして40万8,000円に改正をされたことに伴いまして、黒潮町国民健康保険税条例第4条第1項中の額を同額に改正をするものであり、適当と認め、全会一致で可決を致しました。

次に、議案第42号、県営土地改良事業換地委員会設置条例は、県営土地改良事業を実施するに当たり、換地処分に伴う事務委託を定めた県営土地改良事業に伴う換地処分等に係る委託要領第6条の規定に基づき、換地委員会を設置できる条例制定でありまして、適当と認め、全会一致で可決を致しました。

次に、議案第44号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の予算でございますが、予算書9ページ。

歳出、2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付金のうちの18節負担金補助及び交付金の2,000万円ではありますが、年間療養給付費に不足が見込まれることから増額補正をするもので、全会一致で可決をするものとなりました。

次に、議案第45号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計補正予算第1号は、第4条に定めた資本的収入及び支出にかかわる補正で、予算書10ページ、第1款資本的収入、1項企業債の1,083万1,000円は、佐賀生活基盤事業として耐震化工事を進めており、佐賀橋の排水管、熊野、伊与喜地区などの電磁流量計、滅菌機が経年劣化をしていることから改修を行うものであり、また、第2款資本的支出は、有井川排水管路移設工事に伴うものであり、適当と認め、全会一致で可決と致しました。

次に、議案第46号、専決処分の承認を求めることについての令和3年度黒潮町一般会計補正予算専決第2号は、11月26日に閣議決定をされた国の補正予算案に伴うもので、子育て世帯への臨時特別給付金で、18歳以下の子どもに一人当たり10万円を給付するものであります。

そのうち、5万円は現金として年内に振り込み事務を完了しなければならないことから、11月29日付で6,445万7,000円の専決処分を行ったとの報告でありました。

委員から、残り5万円分をクーポン券で給付するには900億円以上の多大な経費が掛かるといわれていることや、今回の支給生活困窮者対策か、子育て支援対策かなどの議論も起きているがどうかの質疑に対しまして、まず、年内に5万円の振り込み手続きを完了させることで、残り5万円は基本、来年春の卒業や入学、新学期に向けてクーポン券で支給することになっている。ただ、流動的な面もあり、今後、国等の動向を注視をしていきたいとの説明がありました。

慎重な審査の結果、適当と認め、全会一致で承認するものと致しました。

次に、議案第47号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算第4号は、議案第46号の専決処分以外の（規制）について提案をされたものであります。

主なものとしましては、歳出で、予算書20ページ、2款総務費、14目ふるさと納税の補正額2億3,898万8,000円は、寄付金の額を7億円に5億円を増額し12億円とすることに対する必要経費との説明であり、委員から、委託料も高額であり、地元事業者の活用はとの質疑がありました。

執行部から、地元業者でできることについては、できる限り対応することを念頭に置いているとの説明がありました。

21ページ。

15目新型コロナウイルス感染症対策費の感染拡大防止に係る経済的支援交付金につきましては、町からの自粛要請等の発令によって発生した宿泊予約や弁当発注に伴うキャンセル料、および、あっせん手数料の一部として30パーセント相当を支援するもので、対象事業者は17業者であるとの説明がありました。

委員から、現時点では県内は比較的落ち着いているが、受け入れと支援金の関係はとの質疑に、スポーツツーリズムの基準を設けており、こちらの感染状況が落ち着いていても相手側の感染状況がどうかなど、総合的に判断して自粛要請をかけることとしておりまして、要請を行った場合は支給するものであるとの説明がありました。

24ページ。

7款商工費、2目商工振興費の委託料の、道の駅ビオス作業場新築工事設計委託料121万円でございますが、これは道の駅ビオスの直販所で販売する食品加工や製造を行う作業場の設計を行うこととしているが、建屋の規模の再検討を行う中で敷地面積に若干不足を生じるため、作業場所の再検討を含めて設計変更の必要性が生じてきたことから、今回補正を行うものであると。

なお、本体工事については来年度、補助事業認可の状況を見ながら対応していくとの説明に対し、委員長から、県有地であるので増設等はできるのかとの質疑に、作業場の再建築であり問題はない。

また、ビオスからの要望によるものか。作業場は町所有となるが、貸し与え使用料をもらう方法かとの質疑に、ビオスからの整備要望に基づくもので、使用料を徴収するように考えているとの説明でした。

次に、佐賀地区工業用地整備事業概略調査委託料363万円ですが、これは佐賀地域での工場等の津波浸水地外への移転や、将来的な佐賀地域活性化のための企業誘致の事前概略調査を行うもので、調査地区としては、上分、馬地、横浜、坂折、大方の5地区を予定している。調査面積規模は、1ヘクタールから2ヘクタール以上を考えている。議会の承認が得られれば県への補助申請を行い、受理されれば繰越事業として、来年6月末をめどに事業完了予定との説明がありました。

これに対しまして委員から、商業振興上の工業用地の移転等の調査も必要であるが、現在、佐賀地域では地元住民からの住宅の高台移転への強い要望がある。このことについて先行、あるいは並行した取り組みが必要ではないかとの質疑に、今回の調査については工業用地の浸水区域外などを想定した造成化可能な適地調査であって、各地区における整備費など比較検討できる調査内容とする。ただ、地盤の地質調査まで行うようなものではないと。本調査は、あくまでも町が将来において計画する工場移転や企業誘致に関する土地条件を事前調査し、さまざまな整備実施に向けての検討資料につなげていくものであるとの説明を受けました。

25ページ。

11 款災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費は、農地災害復旧工事 21 件、農業用施設災害復旧工事 20 件、そして、浮鞭の国営ヤモウチ団地の調整池の浚渫工事であると説明がありました。

26 ページ。

2 項公共土木施設災害復旧費 5,257 万円は、台風 14 号に伴う道路河川災害で、大方地域 8 件、佐賀地域 4 件、計 12 件の工事請負費の増額補正との説明がありました。

なお、歳入は歳出に見合うものを処置をしておるとされております。

次に、9 ページ。

第 2 表繰越明許費は、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費は、道路 2 件、河川 10 件の繰越明許。

また、8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路新設改良事業の 2 件については、こんにち、県等も含め公共工事の発注件数が多く、業者が対応困難などのことから入札不良が多く見受けられる。この対応として 1 月入札を考えており、繰越明許としたいとの説明に対しまして、委員から、特段の事情がなければ 3 月ごろの入札でも良いのではという質疑に、準備期間や来年度夏ごろの工事完了を見据えて、工期を長く取るようにしたいとの説明がありました。

10 ページ。

第 3 表債務負担行為補正は、佐川町で建設をされる管理型最終処分場に係るもので、令和 3 年度から 6 年度にかけて、黒潮町の整備費負担金として 2,363 万 1,000 円を債務負担するものであるとの説明がありました。

本議案につきましても適当と認め、全会一致で可決するものとしました。

以上のとおり、議案 7 件全て全会一致で、承認ならびに可決するものとしましたので、報告を致します。

これで、委員長報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、委員長の報告および委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、県営土地改良事業換地委員会設置条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますでご了承願います。

初めに、議案第 40 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 41 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、県営土地改良事業換地委員会設置条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 47 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。
お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (松本敏郎君)

令和3年12月第20回黒潮町議会定例会、お疲れさまでございました。

また、提案させていただきました全ての議案につきましてご承認を賜り、誠にありがとうございます。

本議会を通じていただきました数々のご意見を参考にしながら、これからも一層、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小松孝年君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年12月第20回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 27分

議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松孝年

署名議員

矢野昭三

署名議員

矢野依伸